

第100回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和3年9月7日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 9月7日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

日程第 1 代表質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 代表質問

出席議員（16名）

出席議員（9名）

1番 中本隆敏 議員	3番 神吉正男 議員
4番 浅田雅昭 議員	6番 西本諭 議員
7番 前田佳重 議員	10番 大畑利明 議員
12番 林克治 議員	15番 大久保陽一 議員
16番 飯田吉則 議員	

控室議員（6名）

2番 垣口真也 議員	5番 八木雄治 議員
8番 津田晃伸 議員	9番 山下由美 議員
11番 田中一郎 議員	14番 今井和夫 議員

欠席議員（1名）

13番 宮元裕祐 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長 小谷慎一 君	書	記 大谷哲也 君
書記 小椋沙織 君	書	記 中瀬裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福	元	晶	三	君	副	市	長	富	田	健	次	君					
教	育	長	中	田	直	人	市	長	公	室	長	水	口	浩	也	君			
総	務	部	長	前	田	正	人	君	健	康	福	祉	部	長	津	村	裕	二	君
産	業	部	長	樽	本	勝	弘	君	建	設	部	長	太	中	豊	和	君		
総合病院副院長兼事務部長	菅	原					誠	君											

(午前 9時30分 開議)

○議長（飯田吉則君） 皆さん、おはようございます。

本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため、3密を防ぐ観点から、議員の議場への入場について調整しております。

なお、入場しておりません議員については、控室のモニター等において本会議を視聴していただくこととし、当局側の出席者におきましても同様に御協力をお願いしております。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

宮元裕祐議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 代表質問

○議長（飯田吉則君） 日程第1、代表質問を行います。

最初に、創政会の代表質問を行います。

12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 皆さん、おはようございます。今日から一般質問が始まりますけども、代表質問ということで、私がトップバッターでございます。よろしくお願ひいたします。創政会を代表いたしまして、代表質問をさせていただきます。

今日、私からは北部活性化について、それと、特定空き家対策について、この2点について質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、北部活性化についてでございますけれども、日本の人口減少社会突入という大きな潮流の中にあつて、宍粟市の減少スピードは非常に厳しいものがあります。人口減少は避けられない課題ではありますが、少しでもそのスピードを鈍化させ、併せて地域の元気を次世代に引き継ぐ取組、宍粟市としての大きな課題と認識しております。

市長として、これまで陣頭指揮を執り、この難題に取り組んでこられておられますが、引き続き将来の宍粟市の礎となる環境の整備に邁進していただきたいと期待を寄せつつ、議会としても真摯な議論をもって役割を担っていかなければと考えております。

そこで、今回は人口減少の問題、それと少子高齢化の課題等を乗り越えていくた

め、昨年より取組を始めているアウト・ドア・アクティビティを活用した北部活性化の推進について、市長の考えを伺います。

まず、1点目として、一宮地域、波賀地域、そして千種地域、それぞれ歴史や自然環境等、先人から脈々と受け継いできた資産で、また、そこで活躍する人もそれを支える地域の大きな財産として捉える必要があるということは言うまでもありません。市長として、こうあってほしいと考える北部活性化とはどのようなものなのか、基本的スタンス、考え方等を含めてお伺いいたします。

次に、2点目ですけれども、事業推進には地元との情報の共有、意思疎通、合意形成等が重要となってきます。関係の自治会長会、それぞれの地域で活発に活動されている住民主体の協議会等との連携は不可欠なものと思うが、地元の活性化推進団体等との連携についてお伺いいたします。

次に、3点目ですけれども、事業推進において課題があるなら、それを一つ一つ取り除いていくために、市民、行政がそれぞれの役割、責務の中で解決する努力が必要であります。北部活性化は過疎化への歯止め、人口減少を緩やかにする起爆剤となると考えられることから、議会としても課題解決のための前向きな議論が必要でございます。このような現状認識の中で、北部活性化事業を推進する上で、現状での課題認識をお伺いいたします。

次に、4点目ですけれども、事業の推進には市民の理解と協力がなくてはなりません。現時点での事業進捗はどの段階にあるのか、また、今後の計画、目標等を市民に発信していただきたいと思えます。

続けて、第2点目の特定空き家対策についてでございます。

適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命、身体、財産の保護、生活環境の保全、空き家等の活用のために対応が必要であることから、空き家等対策の推進に関する特別措置法、これが平成26年11月に公布され、国が示す指針、これはガイドラインですけれども、それにより各市町村が施策を総合的かつ計画的に実施しているところでございます。

宍粟市も令和2年4月に策定した宍粟市空き家等対策計画に基づく空き家対策を着実に実施しているとのことですが、空き家バンク制度等の利活用が先行して、特定空き家対策が遅れていると思われるので、特定空き家等の所有者等に対して除却、修繕、立木竹の伐採、その他必要な措置を取るようになっている助言、指導、勧告、命令、代執行等の行政措置についてお伺いいたします。

まず、第1番目に、平成30年度で調査されました空き家の調査結果ですけれども、D判定、これは解体が必要であるという判定が出たものですが、その150戸のうち特定空き家の認定件数は何件でございますか。

2番目に、特定空き家のうち助言、指導、勧告、命令を行った件数はそれぞれ何件ございますか。

3番目に、行政措置の結果、所有者が自分で除却した件数は何件ございますか。

4番目に、略式代執行1件、これが現在進行中と思われませんが、その法手続や事務処理は適正に行われておられますか。

以上の点について、よろしく願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 林 克治議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、今、創政会の林議員から代表質問をいただきました。特に大きく2点頂いておりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

先ほどもお話がありましたとおり、将来の環境整備、いわゆる将来のまちをどうするかと、こういうことでありまして、私も常々申し上げておりますとおり、10年、20年先を見据える中で、特に我がまちの現状をどう捉えて、その上でしっかりと方向性を見定め、そのことを踏まえながら市民の皆さんに発信をして、市民の皆さんと協働でまちをつくること、このことがまさに今求められておるのではないかなと、このように感じております。そういった観点で、市北部の活性化について御答弁を申し上げたいと、このように思います。

1点目の北部の活性化とはどういうものかと、こういう御質問であります。先ほども話がありましたとおり、私は先人から受け継がれたこの実粟の豊かな自然は私たちにとってかけがえのない宝でありますし、誇りとなり、そしてすばらしい財産であると、このように考えております。この豊かな自然資源を最大限に生かして地域の活性化、あるいは人口減少対策に果敢に取り組んでおるところであります。

御承知のように、市内には26の1,000メートルを超える山々と揖保川、さらに千種川の清流、日本有数のカヌーコースを備える音水湖、二つのスキー場と多彩なキャンプ場など、アウトドアを満喫できる資源が豊富にあります。一つの行政区域でこのように多種多様な資源を有しているまちは、ほかを探してもなかなか見当たらないのではないかなと、このように思っておるところであります。特に、市北部に

においては多数の資源を有していることから、アウトドアによる体験等を通じて市北部への人の流れを創り出し、その流れを市全体に波及させ、地域経済の活性化を図ることで、地域のにぎわいと雇用の創出を実現し、人口減少を抑制していきたいと、このように考えております。

2点目の地元との連携についてであります。これからアウトドアの推進により交流人口の増加を図っていくためには、旅行者が市内で楽しんでいただける体験メニューやツアー等の構築が必要であると、このように考えております。そのためには、旅行者の体験をサポートするガイドや、事業者等の存在が必要不可欠であります。今後、市民の皆様や地域で活躍いただいている団体との連携、例えばであります。千種町域では千種まちづくり推進委員会、波賀町域では波賀元気づくりネットワーク協議会、一宮町域では一宮北部まちづくり委員会などなど、そのほか地域おこし協力隊や市内でアクティビティに取り組まれている事業者の方々との連携や協力をお願いしていきたいと、このように考えております。

3点目の現状での課題についてであります。市内には御承知のようにアウトドアを満喫できる施設等が豊富にあるところでありまして、多くの方がそれぞれの施設等を目がけて観光に来ていただいております。しかしながら、そのように本市を訪れられた旅行者の多くは、目的地とされた施設、またはその周辺のみで旅行を楽しまれておりまして、市内に点在する複数の施設等を周遊してもらえらる仕組み等が不足していることが課題であると考えております。

そのような課題に対して、総合的な情報発信やアウトドア・アクティビティによる回遊性の向上により市内の資源を点から線、そして面へとつなぐ仕組みをつくっていきたいと考えております。

4点目の事業の進捗状況、今後の計画等についてであります。昨年度、アウトドア用品大手の株式会社モンベルに市内の現地調査等を行っていただき、アウトドア専門事業者の視点で、本市におけるアウトドアスポーツツーリズムの可能性や提案を報告書にまとめていただきました。

現在、その報告書と宍粟市の状況等を踏まえた市としての具体的な取組、アウトドア活動推進計画としてまとめているところであり、今後、関係各所の御意見等も伺いながら、本年度中にはお示しをさせていただく予定であります。

また、本年度に県や観光協会、アクティビティ事業者等に参画をいただき、宍粟市多自然地域活性化実行委員会を設立し、トレッキング、カヌー、あるいはサイクリングといった、人力による移動手段、旅のスタイルを提案するジャパンエコトラ

ックのルート設定、冊子の作成に取り組んでいるところであります。

今後、この計画をまとめる中で、令和4年度には自然景観を生かした楓香荘の跡地活用や、一宮北部まちづくり委員会から御提言をいただいた遊休地の活用に向けて取り組んでいきたいと、このように考えております。

なお、本事業の目標等につきまして、計画をまとめる中でお示しをさせていただきたいと考えております。

次に、大きく2点目の特定空き家対策についてであります。1点目の特定空き家の認定件数については、平成30年度調査で解体が必要と思われるD判定の150件の空き家のうち、これまで7件を特定空き家等に認定しております。

2点目の助言、指導、勧告、命令を行った件数についてであります。特定空き家のうち、助言、指導を行ったものが7件、勧告、命令はゼロと、このような状況であります。

3点目の行政指導の結果、所有者が除去された件数についてであります。件数は2件であります。現在除去に向けて準備中のものが1件で、また、今年度、所有者不存在である1件の特定空き家を市が除去しているところであります。

4点目の現在進行中であります略式代執行の法手続や事務処理についてであります。空き家等対策の推進に関する特別措置法や民法の規定、国からの指針等に基づき適正に事務処理を行っておるところであります。

以上でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 市北部活性化についてでございますけれども、まだ基本的目標等、また計画策定中ということでございまして、具体的には答弁がなかったわけでございますけれども、それはまた計画等が策定されましたら、また市民に情報発信していただきたいと思っております。

再質問させていただきたいんですが、豊かな自然は宝、誇り、すばらしい財産と市長も言われました。私もそうだと思いますし、その資源には魅力が詰まっていると感じます。ただ、これまでその豊かな自然、魅力が十分に生かし切れていなかったのではないかと思います。

今、コロナ禍において、市長が答弁されたアウトドア・アクティビティは人気は、これは非常に高いものがございます。アフターコロナ、それからポストコロナでもその人気は続いていくと言われております。今後の動向等を適切に捉え、また予測して宍粟市の財産である自然環境を生かさない手はないと、そういう意味で今回の

北部活性化はチャンスだと思います。これまでのやり方に加えて、どんな手法を付け加えようとしているか。ございましたら、お伺いいたします。

それから、もう一つ、昨今の状況として、旅行者、または交流者のニーズは多様化しております。これまでの見る観光から体験型観光に変化していると思われます。これも宍粟市にとっては追い風となるものだと思いますので、機を逃がさず、取り組んでいただきたいと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいま林議員がおっしゃったように、特にコロナ禍の状況を見ますと、まさに多くの方々が新しい生活様式の中で、野外に触れたいということは非常に需要が高まっておる状況であります。特に、若い人たちやファミリー層を中心に、アウトドア、アクティビティは大きなうねりとなっておると、このように捉えております。

現実、私もこの夏もそうではありますが、昨年の夏以降、宍粟市内のキャンプ場は連日非常ににぎわっているとの報告を受けておりますし、現実にそういうところの現場へ行ったところであります。

そういう観点からしますと、まさに宍粟市の魅力を引き続き発信していく必要があると、このように考えておりました、発信力も問われておると、このように思っておるところであります。

ただ、森林王国観光協会、そして市の観光部局を中心に、これまでも情報発信につきましては、いろいろ努力をしてくださっておるところではありますが、積極的なPR活動とまでは展開できていなかったのではないかなど、このように考えておるところであります。

そういった視点で、例えば今回補正予算で計上をさせていただいて御議論いただいておりますが、宍粟市営業部は主に京阪神間の企業、あるいはフリーランス等をターゲットに森林セラピーであったり、カヌーであったり、あるいは50名山への登山など、体験型のアクティビティを積極的に売り込む手法の一つとして御提案をさせていただいておると、このように思っております。

コロナ禍で大変な状況が続き、市民の皆様にとりましても安全・安心を確保する施策を積極的に進めることが重要であります、また今日の状況を先ほどお話があったとおり、まさにチャンスと捉え、先人から受け継いだ財産を積極的かつ攻めの姿勢をアピールしていきたいと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君）　ただいま営業部のことが出たんですけれども、これからのそういうアウトドア活動は施設とか、その場所にとどまってする観光というよりも、あちこち、それこそ点から線へ、移動される観光が主になるだろうと思うんです。それで、そのために営業部をつくって情報発信をしていこうということなんですけれども、一番の営業部は市民だと思うんです。今度これからこの計画ができれば、特に住民との関わり合い、触れ合いが増えてくると思うんです。そのときに市民が、住民の方々がこういうことをやるんですという計画をよく熟知しておられないとPRもできないと思うんです。ですから、市民に対する情報発信というのを、こういうことをやりますよということが次々進展していくと思うんですけれども、それらをよく住民に周知させていただいて、PRとかね、営業活動をしてもらえたらもっと交流人口が増えるだろうと思うんです。その点よろしく願いいたしまして、この北部活性化については終わります。

続いて、特定空き家の関係なんですけれども、市の空き家対策計画に平成30年度の調査の結果が出ています。その中でD判定、解体が必要というものが150戸あるわけなんですけれども、この解体が必要というのは、もう即法律で言う特定空き家に該当すると思うんです。ですから、これは特定空き家に認定して指導、助言をしていく必要がある戸数だと思うんですけれども、これが今認定しているのが7件であると言われたと思うんです。それで、認定空き家に認定したら、もうずっと順を追って勧告とか命令とか代執行まで行かんとあかんというものではないと思うんです。やっぱり指導、助言の段階が長くかかると思うんです。5年とかね、もっと長いスパンになるかも分らんので、やっぱり最低でも150件については、特定空き家に認定して、法の趣旨、こういう法律ができました、今後こういうことに行政が指導したり、最終的には代執行まで持っていきます、それまでにちゃんと適正な管理をされたり、除却が必要な場合は除却してくださいというようなことを、まずそこから始めていかんとあかんと思うんです。

それで、この7件はほんまに代執行に行くような、そういう空き家に対して認定してあると思うんですけども。やっぱり指導していただけても2～3年は最低かかると思うんです。そやから勧告にしたってね、相当期間猶予を置いて勧告せんとかあかんということになつとんでね、日にちがかかるんでね、もう即1年や2年で解決する問題ではないんで、まず、取りあえず150件については、早急に認定して、指導、助言していくべきだと思うんですけども、どうですか。

○議長（飯田吉則君）　太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） D判定、150件に対しまして、特定空き家の認定は7件で少ないという、そういうお言葉でありまして、そしてまたD判定が全て特定空き家になるだろうという御意見でございました。

市の捉え方としましては、D判定イコール特定空き家候補ではないというふうに、そういうふうに捉えております。特定空き家の定義については、空き家法第2条第2項に、この法律において特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態と、この4点が認められる空き家等を言うというふうに規定されております。

また、国のガイドラインでは、空き家の状態やその周辺の生活環境への悪影響の程度等を勘案し、私有財産たる当該空き家等に対する措置について、行政が関与すべきことかどうか、その規制手段に必要性、また合理性があるかどうか判断する必要があると記載されておるとおり、建物の状態だけでなく、周辺の建築物や通行人等への影響を鑑みて、特定空き家等に該当するかどうか判断しております。

平成30年度調査のD判定については、市職員が敷地外から外観目視で空き家の状態を点数化し、判定したものであります。D判定の空き家が全て真に危険な状態であるわけではありません。

なお、D判定の空き家については、担当職員が定期的にパトロールを実施して、状態等を確認しております。また、特定空き家のうち助言、指導を行った件数は上記7件であります。改正前の空き家条例に基づき助言、指導を行った件数は9件となっており、その9件とも補助事業を活用され除却済みでございます。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） あのね、特別措置法ができたのが平成26年ですわね。これまでは空き家で定義として危険空き家というのがございました。だから、危険空き家は今部長が言われたようなことに該当すると思うんですけども、特定空き家はそういう危険ではなしに、もっと幅広い状況というか、状態が特定空き家になるわけなんです。ですから、家屋だけでなしに敷地もですし、そこに生えておる立木竹とかも対象になります。これは最初に言いましたけれども、そういう防災とかの関係で危険な空き家、それから衛生的にちゃんと管理されてないところか、景観等の問題で適正に管理されていない、そこらがこの特別措置法による特定空き家の条件に

なっています。ですから、この平成26年に法律ができて、宍粟市が空き家対策計画を立てたのが、令和2年4月です、これ特別措置法に基づく計画が。法律ができてから6年も経過してから取りかかっておられるんです。

他の市町村では、もう法律ができてすぐ特定空き家対策に取りかかっておられます。ですから、この計画を立てられて取りかかるのが遅いのと、その定義についての認識がちょっと違うと思うんです。それで、対策計画の7条に、平成30年度に調査した結果が載っています。それでD判定はどないいうて書いてあるかというたら、倒壊や建築材の飛散など危険が切迫しており緊急度が極めて高い、解体が必要と思われる、これが150件です。それになる前にC判定がございます。C判定については、今すぐにはそういう倒壊や飛散等の状況はないけれども、老朽化が著しい、このC判定ももうすぐD判定になるわけなんです。ですから、早くこの法の趣旨を所有者に知らせて、助言や指導をしていくべきだと思うんです。もう5年もたったら、空き家で人が住まんようになってしまったら、ものすごく傷んでいきます。10年もしたらもう倒壊寸前までいっとなんです。現実には私とこの裏に空き家があるんですけども、10年たったら悲惨な状態になっています。ですからね、指導、助言する期間に5年ぐらいはかかるんです、理解してもらうまでに。ですから、早く認定して、まず指導、助言から始めるべきだと思いますが、どうですか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほどD判定の調査結果またはC判定のところも御意見いただきました。この空き家対策計画の中には、特定空き家等の判断という項がございます。その中には国の指針を踏まえて宍粟市の判断基準にて判断するということですが、その判断といいますが、結局は国のガイドラインに基づいての判断となります。特に、見解が相違しているかなというところは、危険空き家等の判断基準というのは点数で判断いたしますけども、それに加味しまして周辺への影響と危険性の切迫性というところを、当市ではこの部分についても判定を行いまして、その両方を満たすものを特定空き家等というふうに認定をしております。

ただ、特別措置法によりますと、その認定を行って、それから後に助言、指導といったその行政措置に入るということになっておりますけども、市としましては、その認定しない予備軍といいますかね、特定空き家に至らない、まだ切迫性のないものに対しましても、こちらから積極的に所有者の方へ通知を送らせていただいて、それで適正な管理をお願いしていると。そしてまた、特定空き家に認定したものに対しましては、法にのっとり、また条例にのっとりまして、助言、指導の通知をさ

せていただいて、またその中では電話でさせていただいたりとか、個別に面談させていただいたりして、できる限りその悪影響が出ないように対策を取っているところでございます。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 特別措置法による定義が特定空き家とはということで、これは大ざっぱに書いてありますけどね、それ見たらね、倒壊等著しく危険となるおそれのある状態、次に、著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これが特定空き家なんです。そやさかい、建設部の認識では危険というのが最重視されておるように思うんです。危険は関係ないんです。ちゃんと管理されておらなかったら特定空き家なんです。ですから、家がちゃんと使える、家屋でも周りが草だらけで、植木が伸び放題とか、適切に管理されていない空き家は特定空き家になるんですよ。ですから危険は最終的には倒壊のおそれがあるというのは危険になるかも分かんのですけれども、動物の住みかになったりとか、悪臭が発生したり、草を刈らなったら害虫が発生したりするんです。そこらも特定空き家になるんですよ。そうじゃないんですか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほどの草木の繁茂につきましては、特定空き家のガイドラインのほうに示されておりますけども、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、これに該当するかと思いますけども、その中でその判定の基準としましては、立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している状態になると、特定空き家等に該当するというふうにガイドラインでは示されております。

また、先ほどの動物などの影響ですけども、それはその他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態、これに該当しようかと思います。これにつきましても判定の基準が広うございまして、なかなかこうだというような断定の仕方はできないと思います。やはりその実情に応じたフレキシブルな認定といえますか、そういうようなことが必要ではないかと考えております。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 最悪危険空き家になるという、その危険空き家ね、法施行前に危険空き家と言うておった状態になるまでには、4～5年かかると思います。ですけどね、その危険空き家になった状態で指導、助言、勧告、命令したってね、

それから10年近くかかると思うんです。相当の時間を置いて助言とか指導したり、勧告したり命令せんとあかんのですよ。そしたら、もう倒壊してしまうと思うんですね。ですから、特別措置法で言うのは、危険空き家まで放ったたらもうあかんで、即直ちにそういう措置を取りなさい。それで、指導とか助言とかお願いしてもあかんので、勧告とか命令とか代執行までできるという特別措置法で行政に権限が与えられているんです。ですから、その権限が与えられたとおりにやっていったら、もっと早くそういう空き家対策が進むということなんです。今まで危険空き家になってから対応しますということでやられていますけどね、一宮町の富士野とか井内ですか、あそこらひどい空き家があります。これが壁が落ちとったら危険空き家ではないと、家屋じゃないというような判断をされています。半分壊れとったら危険空き家でないという見解を今まで出されてきました、建設部。ですけれども、特別措置法で言う特定空き家は倒れとつても特定空き家になるんです。ですからね、大分認識が違ふと思いますし、市の対応が法律ができて6年ぐらいたってからぼちぼち計画つくって対策を始めようかという姿勢なんです。やっぱりこれなかなか担当としても言いにくいと思うんです。指導や助言、また勧告、命令もね。そらまあ千種弁で言うたら、よだけえ問題なんです。やっぱり邪魔くさいことはしとうない。それはよう分かります。けどね、特別措置法というのは、早く対策を取らんと駄目だから、特別措置法という名前がついとんのですよ。すぐやってくださいということなんです、法律は。ですから、そこまで権限が与えられておるのに、6年間も放っておいたという、その姿勢がちょっとおかしいと思うんですけども、それはもう過去のことなんでええんですけど、即やってくださいよ。まず、150件は特定空き家に認定してください。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 今おっしゃられるのも特別措置法の中ではある程度漠然とした書き方がしてありますけれども、ガイドラインのほうに詳細な説明がございます。市もそのガイドラインにのっとりって特定空き家の認定を行っております。ですから、今150件というそのD判定の空き家が出ておりますけども、実際にその物件を見ますと、本当にこれが特定空き家なのかというようなものも、ただ機械的に点数が150点を超えたからD判定ということになっておりますけども、本当にその建物を見て切迫性があるかということ、やはりそういうものは限られたものでございます。周りへの影響、また隣接する道路へ倒壊するおそれがあるのかと、通行人に、また周りの住民の方に影響があるのか、それとか隣の家に倒れかかるような危険性

があるのかとか、そういうようなところでまた詳細に見ますと、そういう部分がやはり欠けておると。まだ、D判定といってもなかなかD判定の中には幅がございまして、本当に切迫性のあるのに近いようなものと、まだまだ健全だなというような、そういうような建物も含まれております。ですから、そういった健全なものもD判定で特定空き家に認定して、所有者の方にその対応を指導、助言をしましても、なかなか聞き入れていただけるものではございません。やはりその状況を見まして、これは本当に周りの住民の方にも御迷惑がかかっているなどといったものには、我々も特定空き家に認定しないまでも、もう既に所有者の方へ依頼の文書を送ったりしております。ただ、その中には古い物件もございしますので、所有者の特定がなかなかできないものもございします。相続人が何十人もおられるような物件もございしますので、そういったところもできるだけ早く調査をしまして、適切に対応していくことが肝要かと考えます。

確かに、今、林議員がおっしゃいましたように、待っているのではなくて、もう能動的にやっていくのがいいのではないかなという御意見だと私は受け取っております。確かにそこが一番重要なことではないかなと考えております。ですから、その特定空き家に認定しないまでも、その前段階で市は対応をしていこうと、こういうような方針でございします。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 調査が不十分なようでございします。早急に調査してください。調査権も今度は与えられています。今までだったら家屋の中に入ることはできなかったけども、特別措置法では入れますから、きちんとした調査を早急にしてください。そして、早急に対応してください。

それと、4点目のとこなんですけども、略式代執行の法手続ね、ちゃんと適正にやっていますよと言われましたけども、委員会で説明されたんですけども、詳しくは説明されてませんでした。これまでの経過、それからどういう法的な手続をしてきたか、ちょっと具体的に説明してください。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） まず、これまでの経過でございしますけども、所有者の方が平成25年にお亡くなりになられております。それから3年たちまして、地元の自治会より情報提供をいただいております。内容といいますのが、屋根が結構傷んでおりました、その危険性があるというような情報でございました。それで調査をさせていただきまして、その後、その当時の空き家等の対策に関する条例に基づきま

して、管理不全空き家に認定をしております。現在で言うところの特定空き家に相当するものでございます。

そして、その翌月に屋根瓦が落ちないように、飛散防止ネットを張るという、これも条例に基づいた措置なんですけども、緊急安全措置を実施しております。そして、それから相続調査にもかかったわけなんですけども、その相続人といいますが、結局直系の卑属でありますと、簡単に相続調査が完了するわけなんですけども、直系卑属がおられなくて、そしてそうすると、次、相続の順番としましては尊属に行きます。尊属に行ってまた尊属の方も亡くなられておられます。そしたら、そうすると今度は傍系に広がっていくことになります。その相続調査に非常に時間を要しました。その中で、相続調査がいよいよ完了したのが本年度の頭でございました。その中で判定したのが相続権のある方が全て相続放棄をされていたということが確認できました。ですから、所有者が確知できないという状態になったということです。

ですから、そういう場合は法に基づきまして、略式代執行の手続に入ってしまった。手続といいますが、法手続としましては、公告を行って、そして、それから略式代執行を実行すると。そういうことでございます。法手続としましては、特別措置法に基づきまして、公告を行って、それから略式代執行を実行する、こちらとしましては取壊し工事を市が発注していると。それで、現在はその取壊しの工事中でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 所有者が平成25年に死亡されて、平成28年に自治会から危険やと、屋根瓦が落ちそうやということで、平成29年に緊急安全措置を実施されますわね。その費用はどうされたのか、回収されたんですか。回収できなかったんですか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 管理者、所有者が確知できないということで、回収はできておりません。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） そのときには、5月には分からなかったということなんですけども、7月に相続人と思われる方に適正管理の通知を送ったと。それは相続人と思われる方がおられたということではないんですか。その2か月後に。

- 議長（飯田吉則君） 太中建設部長。
- 建設部長（太中豊和君） 相続権がその当時ではあるのではないかとということで、その方に通知を送らせていただいているということです。ただ、その方が一番この近くに住んでおられたということで、その方に取りあえずお声がけをさせていただいたということになります。
- 議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。
- 12番（林 克治君） 普通所有者に送られるんやけどね、所有者同然と思われる方にその通知を送られたと思うんですけども、これはどこから調べられたんですか。
- 議長（飯田吉則君） 太中建設部長。
- 建設部長（太中豊和君） これは戸籍によりまして相続調査をした結果でございます。
- 議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。
- 12番（林 克治君） あのね、固定資産税がかかっておると思うんですけども、住民基本台帳じゃなしに、固定資産税の課税台帳を見たら所有者は分かるんじゃないですか、それで住所も。何で住民基本台帳のほうから行かれたんですか。固定資産税とか、市民税だったら納税管理人も市外の方だったら設定されておられると思うんですけども。
- 議長（飯田吉則君） 太中建設部長。
- 建設部長（太中豊和君） 納税の情報といいますのは、私どものほうに納税がされているかどうかということとは分からないところでございまして、その辺からの調査はできていなかったということです。
- 議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。
- 12番（林 克治君） まず、固定資産だったらね、土地家屋だったら固定資産税、まずそこに行くんじゃないですか。税金を払われておったら、住所も分かるし、税務のほうだったら死亡されとったら相続人のところへ通知しておると思うんですけどね。なぜ固定資産税、税のほうに行かれなかったんですか。
- 議長（飯田吉則君） 太中建設部長。
- 建設部長（太中豊和君） 税情報といいますのは、納税管理人が設定されておりましたらその納税管理人というのがありますけども、そうでなければ不明の状態のままでございますし、その物件自体の納税がされているかどうかということは私どもでは確知できないというところでございます。
- 議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 特別措置法で所有者が不明のときは、まず固定資産税のこの情報をお確かめなさいということになつとると思うんです、ガイドランでね。住民基本台帳でいったって、宍粟市に住所がなかったら、本籍とかなかったら分かりませんよ。固定資産税の課税台帳やったら住所がなかったら分かるから、そういうことになつとると思うんです。それ最初からもう税のほうに行かなかつたのか、それとも税のほうを提供してくれなかつたのか、どちらなんです。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 納税がされているかどうかということは、回答はしていただけないということになります。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 特別措置法でその固定資産税の課税情報というのか、それは行政内部のあれなのでそれを利用しなさいと、活用しなさい。それから、税情報については提供しなさいということになっています。それでいろいろと住所とかの確認をして、他市町村にもそういうことを情報提供を求めることができるということになつとんです。

それで、固定資産税の情報を調査しなかつた場合には、所有者の確知をすることができなかつたという条件にはあてはまらないということを特別措置法のガイドラインに出ていますよ。ですから、この略式代執行は無効じゃないんですか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 最終的に所有権というものは税情報ではなくて、民法に基づくものでございます。ですから、それに基づいて我々は相続調査を実施して、それで相続放棄を全員がされていて、そして相続人が確知できない、これが最優先されるべきものと、そういうふう考えております。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） ちょっと資料あるんやけどね、ちょっと早速出てこんので、また。ありました。特別措置法のガイドライン、過失なく措置が命ぜられるべきものを確知することができない場合、不動産登記簿情報、固定資産税情報等を活用せずに所有者等を特定できなかった場合、過失がないとは言いがたいと。これに書いてあります。また、部長、後から見せませうけども。そういうことをガイドラインに出ていますよ。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 民法の規定と併せてそちらのほうも確認させていただき

ます。

○議長（飯田吉則君） 12番、林 克治議員。

○12番（林 克治君） 略式代執行なんか聞いたことないんです、私も。行政代執行でもなかなかないもんね。ですから、ちゃんと手続を踏んどいてもらわんとあかんということなんです。

以上です。

○議長（飯田吉則君） これで、創政会、林 克治議員の代表質問を終わります。

続いて、宍志の会の代表質問を行います。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、宍志の会を代表して質問を行います。15番の大久保陽一です。よろしく願いいたします。

現在、コロナワクチン接種が全国的にも市内でもずっと進んでいっております。本当に敬意を表しております。ワクチン接種が打てない小さな子どもをどのように、その子どもの健康も含めて守っていくのかということが我々大人が問われているんじゃないかということを思います。

子どもの姿が僕ら大人の喜びというんですか、そこに我々の役割、喜びも含めてあるんじゃないかというふうに思います。健康を守ることはもちろんですけども、子どもの笑顔が、喜びの声が我々の生きる糧になったり、自分たちの役割があえてその場で問われるんだらうというふうに思います。

今回の代表質問の中に出しております都市計画マスタープランなんですけれども、宍粟市の現在の人口の減少と出生数の低下を大変私自身も危惧しております。当局のほうはもちろんこの歯止めがかからなくなった人口減少と、少子化は市の最大の問題、市の一番の問題だという認識の下に進まれているということは十分承知しております。

平成23年、ちょうど今から10年前に宍粟市で生まれた子どもの数が、御承知のとおり304人、304人ですよ、出生数が、10年前。令和2年の昨年が宍粟市で生まれた子どもの数が、昨年ですよ、170人。それに今現在コロナという追い打ちをかけている。この令和3年度、宍粟市の出生数が母子手帳の数から、ある程度もう当局のほうも目安がついていると思うんですけども、150人を切る可能性まで出てきております。

人口に関しては、宍粟市の人口は合併した平成17年の4月1日現在が4万5,781

人、それが先月末には、この8月末の人口として宍粟市は3万6,162人、合併してから9,619人減りました。まちの活力が本当に奪われてきております。後で商工業の話も出すんですけども、この宍粟で事業をしていこうとする人は若者が希望を失ってしまうような人口の減少に歯止めがかからない。出生数の減少であれば、幼児教育、幼児保育をこの宍粟でやりたいと頑張っておられる方が宍粟の将来のこの出生数を見たときに、その希望がこれからも持ち続けられるのかということ非常に懸念しています。

その中で、宍粟市のこれからの姿をやはり長期的な市がつくっている計画、総合計画、この総合計画をより一層市民に分かりやすく、この総合計画を具体的に、立体的に、空間も含めて、こういう宍粟市の将来、こういうまちにするんですよという姿を示すのが、私は都市計画マスタープランなんだろうと思います。

平成10年に合併前の山崎町がつくった都市計画マスタープランを見ますと、平成10年ですよ、防災センターから総合病院までが文教ゾーン、文化教育ゾーン、中学校もあれば小学校もある、近くに保育園もあるし幼稚園もあった。図書館もあるし、文化会館もある。あそこが文教ゾーンですよという位置づけだった。また、山崎のこのエリアは環境保全も含めて高層のお家は建てられませんよ。ここは工業地ですよ。工場は企業はこちらのほうに誘導しましょう。準工業地ですよ。山崎の商店街の中であれば、ここは商業地ですよ。住宅がたくさんあった山崎の町の中心部においては、火災で延焼が起こる可能性がある。この場所をどういうふうにしていこうかということも問われています。都市計画のマスタープランは市の総合計画を具体的に市民に分かるように、どんなまちにしていくのか、読んでいてやっぱりワクワクするようなまちづくりが都市計画のマスタープランに私はあると思うんです。それは関わった行政の方だけじゃなしに、市民の方にもやっぱりこのまちで暮らしていきたい、このまちで子育てをしたいと思えるようなまちづくりの一番分かりやすいのが私は都市計画のマスタープランだろうと思っています。

その中で、この総合計画と都市計画のマスタープランが、総合計画が上位計画、都市計画のマスタープランがその下にぶら下がっている、下位計画という解釈のみで、これを位置づけていいのかということをもっと私は疑問を持っているわけなんですけれども、市当局としてここをどのように捉えていっているのかということをお聞きしたいというふうに思います。

この市役所の隣の公園もそうですし、都市公園、夢公園が都市公園ですし、城下にあります城の子公園も、学校の北側にある、あれも都市公園です。公園があった

り、そういう居住環境も含めてどのようなまちがつくられていくのか、やっぱりここで家を建てたいとか、ここで暮らしたいとか、その空間も含めて市民に提供していくのが、この都市計画のマスタープランだろうというふうに思うわけなんですけれども、この都市計画のマスタープランが平成10年3月に旧の山崎町のときにつくられております。その後、本来私は、これ合併したときに、この都市計画のマスタープランを宍粟市全体の都市計画としてつくり変える必要があったんじゃないかと、今だったらそう思うわけです。今振り返ってそう思うわけです。それはこの人口減少とか、少子化の中でより一層それは感じます。ぜひこの都市計画のマスタープランが作成されて今日に至るまでに、市長は1期目のときに区画整理事業を廃止したり、都市計画道路はちょっと時代にそぐわない、不可能だということで2車線廃止したように思うんですけれども、そういう一部のものはあったと思うんですけれど、一部のことは検証されたと思うんですけれども、都市計画マスタープランとしての検証は行われてこなかった。私はここにも一つ大きな課題があるんじゃないかと。今の人口減少、少子化の大きな見直すべき点があるんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひそのことも当局の考えをお聞きしたいというふうに思います。これは私が出した通告のほうで言うたら②、③合わせて答弁していただけたらと思います。

あとで、産業部の中小企業振興条例のこともあるんですけれども、それも合わせてなんですけれども、このちょうど丸2年前にこの場で質問した後、2年前の資料を見ましたら、ちょうど9月10日に福元市長とここでやりとりしているんですけれども、そのときにこの都市計画のマスタープランと中小企業振興基本条例、このことで市長ともやりとりをちょうど丸々2年前にさせていただいたんですけれども、そのときに、やはりこの条例を生かすために都市計画との兼ね合いが大事だということをおっしゃっていただいています。

そうなったときに、産業部がつくる商工の関係の条例、また商工の施策、産業立地なんか特にそうだと思うんですけれども、それと都市計画というのは合致したものじゃなかったらあかんのん違うかなというふうに私は思うわけです。そういうふうに総合的にまちづくりを進めていく根幹、これが都市計画のマスタープランだというふうに思います。

その観点で言えば、現在、この都市計画のマスタープランを所管しているのが建設部の住宅土地政策課が所管しているわけなんですけれども、本当にほかのところとの兼ね合いが都市計画のマスタープランは圧倒的に大きいと思うんです。市全部

の施策の中で。と考えたときに、この所管の事務を現在建設部が持っているのを、市長公室地域創生課が担当しないことには、全体として進んでいかなくて、この少子化と人口減少に歯止めがかからないというふうに思います。

このことも通告していますので、どのような答弁が返ってくるのか、非常にこれは楽しみにしておりますので、よろしく願いいたします。

先ほど言いました小規模事業者のほうの関係ですね、通告の2番に書いています平成26年6月に小規模企業振興基本法という法律がつくられて、平成30(2018)年3月に、ここでも私は何度か一般質問、代表質問をさせていただきました。宍粟市中小企業等振興基本条例が公布されました。現在の長引くコロナ禍の中で、事業所は非常に疲弊していったというふうに思います。この条例の第5条に市の役割として、事業の継続的発展が図られるよう、社会経済情勢の変化に応じて計画的、柔軟かつ迅速に施策を実施するとありますが、その実現ができたのを伺いたいというふうに思います。

そして、条例の第11条、商工団体と連携して検証及び評価、これをどのようにしたのかを伺いたいというふうに思います。可能であれば、ここの部分は先ほど言いました都市計画との関係も踏まえた回答がいただければと思うんですけど、ちょっと通告にそこまではよう書いてなかったんで、なければ現在の検証と評価の段階の話をいただけたらというふうに思います。

それと、宍粟市の検証という部分に対してなんですけれども、昨年、宍粟市環境基本計画第3次の骨子案が市民生活部から示され、そして、この4月から所管替えになって現在は産業部が所管されていると思うんですけども、その後のこの2次の検証も含めて、どのようになっているのかということが聞こえてきてない。ぜひこの検証というところが非常に大事なんじゃないかというふうに思うわけです。ぜひ、その部分の御説明もいただけたらというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（飯田吉則君） 大久保陽一議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の大久保議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。大きく3点ありますので、順次御答弁を申し上げたいと、このように思います。

前段、お話がありましたとおり、ワクチン接種につきましても、現在64歳以下からいわゆる12歳までという形で順次進めておりまして、御案内しておりますとおり、

特に高校1年生、中学1年生、さらにまた小学校6年生とそれぞれ区別しながらしっかり対応して、最終的に10月末には終えていきたいと、こんな形で進めております。

特に、放送等々でも御案内申し上げておりますが、家庭内の感染において、子どもたちにもそういった影響が出ておる状況でありまして、非常に市民の皆さんにも情報をできるだけ共有しながら、危機を共に乗り越えていきたいと、こんなふうを考えておりまして、そういう中でも子どもたちを何としても守っていきたいと、こういうことでもあります。

特に、お話がありましたとおり、子どもの笑顔があふれてというのは、私たちにとってはかけがえのない非常に大切なことだと、このように考えておりまして、各種施策を推進する上においても、そのことを念頭にしながら進めていく必要があるだろうと、このように考えております。

また、人口の減少において、特に出生数につきましては、先ほどお話があったとおり、平成17年、宍粟市が合併して、そのときには359名ということでありましたが、昨年の状況は先ほどお話があったとおり173名であります。現状の母子手帳交付も把握しておるところであります。先ほどおっしゃったような状況に至る推移が想像できる場所でもあります。非常にそういった点では厳しい状況を捉えながら、私たちは市民の皆さんと一緒に可能な限り人口減少対策、特に少子化対策もさらに力を入れてやらなくてはならないと、このように考えております。

毎年、人口の減少については、この間、お話があったとおり約9,600人ということですが、毎年600人もしくは700人、時には500人という状況ですが、そういった形で減少しておる状況であります。

ただ、転入と転出、さらにまたおぎゃあと生まれていただく、あるいは残念ながら亡くなられる、自然増減、社会増減についてもそれぞれ単年度ではなかなか現状は把握しにくいんですが、この合併して15年の状況を見ておりますと、それぞれの動向がつぶさに分かっておるところであります。したがって、その動向をしっかり捉まえながら、的確に施策を打つということも今日の大きな課題と、このよう認識をしております。

そういう観点から、総合計画につきましては、今、後期基本計画あるいは地域創生という大きなうねりの中で戦略を見直しをして、今年度中に終えていきたいと。当然市民の皆さんやそれぞれの皆さんに参加をしていただきながら、これからのまちをどう考えていくのかと、どうつくりあげていくのかと、こういう観点で今議論

をしていて最終段階に来ておると、こういう状況下であります。

そういった中、都市計画のマスタープランとの関係も含めてであります、当然、まちをどうつくりあげていくかというのは、大きな意味では総合計画の中でそれぞれの夢を語ったり、あるいはも目標を持って順次10年のプランをつくっていき、5年ごとに見直しをしていって、その5年ごとの中で、じゃあ、予算的にどう持つかということについては、実施計画をしっかりと立てる中で、予算を執行していくと、こういう流れのことは御承知のとおりであります。したがって、それぞれに住宅であるとか、それぞれあるいは学校教育であるとか、いろんな分野の中で総合計画に基づいて個別の計画をたくさん持っておりまして、それが具体的に動いていくわけがあります。

しかし、総合計画の中で基本的な考え方、基本的なまちの方針、進むべき道筋をしっかりと定めることが非常に重要であります。そういう観点で私は都市計画のマスタープランと総合計画との役割というのは、そういう役割があるのではないかなど。いわゆる実行するプランとして、どういうことを描いていくのか、その根底は総合計画と、こういうことではないかなあと。したがって、関連するいわゆる分野別の計画というふうに、俗に言う個別計画と、こういうように捉えておるところであります。しかし、個別計画がひとり歩きするのではなしに、基本的には総合計画とうまく整合を取ることが非常に重要だと、このように考えております。

それから、もう一つは、先ほどお話があったとおり、私もこの御質問をいただいて、平成10年の旧の山崎町のマスタープランを読み返してきました。まさに山崎における都市計画区域のまちをどうしていくかということで、先ほどあったとおり文教ゾーンとか、あるいは防災の関係とか、公園の関係とか、道路、それぞれゾーニングしながらまちをどうしていくと。中心市街をどうしていくと。私はこのときにつくられたマスタープラン、大変すばらしいものをつくっていただいておりますなあと。ということで、先人は、ああ、なるほどこういうところで、こういう方向を持ってやられておるのだなど、こう思って読み返しました。当然私もその当時、その職務ではなかったわけではありますが、そのまちに関わるところの仕事をしておったところではありますが、改めて読み返しをさせていただきました。

その中で、特に都市計画を定める際の市町村の素案の指針として、重要な役割をこの都市計画のマスタープランは持つんだと、こういう位置づけが前提としてありました。そういう意味では都市計画マスタープランはまさに個別計画の中で市町村がそれぞれ都市区域を定めて、これからその区域のまちをどうするんかというところ

ろにとっては、このマスタープランというのは重要な役割を持つと、こういうふうな大前提、位置づけがあったところであります。まさしくそのとおりだと思っています。

その中で、2点目でありますが、マスタープランが見直されたんかいや、見直されてなかったのは何でやと、こういうことだと思いますが、これは10年に定めて中長期的な見通しを持って当然やられておりました、道路や公園やあるいは下水道、いわゆる都市施設の整備やこの当時は土地区画整理事業などの都市づくりを進めていこうと。

そういう中で、都市区画整理事業については先ほどおっしゃったとおりであります、特に道路、それから都市公園、それから下水道事業がそれぞれ時代において進捗する中で、目標年次において、それぞれ当時の旧山崎の総合計画であったり、あるいは市になっても市の都市計画に即していたということでもって、都市計画に大きな変更がなく、市の総合計画と将来の都市計画マスタープランに定める都市像の実現、そういう意味では引き続いて今日まで来ておったのではないかなあと、このように考えています。

そういう意味では、それぞれ個々の事業を推進する中で、例えば道路、あるいは公園、下水道もであります、それぞれの中では一定見直しだったり、あるいは検証もなされて、個々具体の事業が進んできたのではないかなと思うんですが、マスタープラン全体の考え方についての検証、見直しというのはこれまでなかったと、このように認識をしておるところであります。

しかし、私がこれを読み返して今日の時代の流れを見ますと、この見直しだったり、検証だったりするのが、その時々総合計画を策定するとき、これまでもこのこととうまくリンクする意味において、総合計画の中のまちづくりの中で私はいろいろ御議論されておるといふふうに思いますし、今回の総合計画の中でも先ほどおっしゃったように、前の答弁で申し上げたとおり、これからのまちを考えると、都市計画区域の中のまちをどうやっていくんだと、こういうことについては、そういう意味では十分な検証とかには至ってないんですが、議論の一つとしては出しておるのではないかなあと、こんなふうに認識をしておるところであります。

4点目の見直しの担当部署、この関係であります、先ほど申し上げたとおり、もともと大きな枠組みの宍粟市全体をどうするかというのは、今、企画部門の地域創生が担って行って、地域創生の総合戦略と連携をさせながら考えていくところでありますが、分野別の計画、いわゆる個別計画については当然それぞれの部署が実

際に現場や、あるいはいろんな状況や、あるいは情報や、世の中の動向を見比べながら、それぞれ担当して所管としてやっておるところであります。そういう観点では、今、都市計画を担当する住宅土地政策課が主体となって、当然関係部署と連携をしながら、この改定作業を行っておるところであります。現段階では現状が私は望ましいのではないかなあと、こんなふうに考えておるところであります。

また同時に、元に戻りますが、合併のときの話が出まして、そのときにこれがどうだったかということではありますが、私自身も合併の中の幹事という役割をしまして、その当時に約1,600の事業の項目の調整に入らせていただいた一人ではありますが、そのときにこの都市計画マスタープランについては、現状の計画を真摯に引き継ぐと、こういうふうな形での調整だったと記憶しております。したがって、都市計画マスタープランは宍粟市になりましても、宍粟市の新たな建設計画というのをつくったわけではありますが、市としての。その中の一つのマスタープランとしてこの地域を定めていきたいと思います。それを宍粟市に引き継ぎましょと、こういう形で合併したものでありますから、10年のこの計画が宍粟市に引き継いだと、こういうところだと、このように記憶もしておりますし、そういう認識もしております。

次に、大きな2点目の中小企業等の振興基本条例のことではありますが、お話があったとおり、この議会の中でも御質問いただいて、県なり国がこういう条例、宍粟市も早くと、したがって、地域の特に中小企業等の振興や地域経済の活性化やという御質問をいただいて、先ほどおっしゃったように条例を定めさせていただきました。

その後の1点目の特にコロナ禍においての事業の継続的発展のために施策が実施できたのかどうかと、こういうことではありますが、御承知のとおり2点目の答弁とも重なる部分があると思いますが、特にこの基本条例等々もさることながら、商工会の皆さんとも定期的にいろいろ政策的な、あるいは意見交換もさせていただく中で、御承知のとおり3年前に宍粟市と商工会と、それから特に金融機関等々の代表である指定機関であります西兵庫信用金庫さんと3者の包括連携協定を結ばさせていただいて、それぞれの持つお力をお互い情報共有しながら、可能な限り施策にも反映させていただきたいということで、この間取り組んできたところあります。

特に、このコロナ禍の状況の中で、昨年度も経済政策をいろいろさせていただきましたが、特にいろんな形でその3者の連携会議の中で、情勢分析をしながら、今

やるべきことは何なのかという形でいろんな施策を打たせていただいたところであり、例えば、事業者の皆さんの水道料金の減免、あるいは融資の問題、さらには飲食店等々のいろんな形で大変な状況の中でプレミアム商品券の発行、さらにまた飲食店に限ってのそういった飲食券の発行とか、そういうもろもろについて逐一それぞれが持っておるノウハウを生かしていただいて、それぞれが情勢分析をして、今何をすべきかということについては、そういう形で施策として展開できたのではないかなと、このように思っています。

ただ、それがどうだったかということについては、まだ今最中でありますので、十分その検証もしながら、この対応をしなくてはならないと、このように考えておりました。私はその条例の趣旨に沿って、また御提案いただいたあのときの条例等々の御意見に沿って、私は1点目あるいは2点目の連携も深まっておるのではないかなと、このように思います。

特に、2点目の関係になります。商品券の発行の事業につきましては、昨年度の関係であります。商工会と連携してアンケート調査も行わせていただきました。前段市が主体となって実施をさせていただいた市民アンケートにおいては、9割以上の方から満足感と、次回も購入したいとの回答を得たところであります。

また、商工会さんが主体となって実施された事業所向けの調査においては、売上げが増加したとの回答が3割程度、商品券が来店につながったとの回答が5割程度あったところであります。

そのことからすると、消費喚起に一定の効果があったものと評価をしておるところであります。これらの調査結果についても商工会とも十分情報共有しながら、今年度の事業につなげておるところであります。もう既に新聞チラシもありましたし、各家庭にはがきも行ってありますが、この秋から商品券の事業をさせていただきますが、昨年は例えばであります。1,000円券でありましたが、今度500円とか、そういう形にして、できるだけ取扱いしやすい方法もこのアンケート調査の中から少し工夫をさせていただいて、商工会さんも努力していただいたと、こういうことであります。

一つの例であります。そういった形で、市も商工会と連携をしながら、あるいは西兵庫信用金庫さんとの情報も頂きながら、今後、中小企業等の条例に基づくそれぞれ振興に役立てていきたいと、このように考えております。

ただ、今日のこういう状況はなかなか厳しい状況が続いておりますので、さらに一体何が的確な施策なのかも含めて今後対応していきたいと、このように考えてお

ります。

次に、3点目の環境基本計画の関係であります。これは上位計画である、繰り返しになりますが、総合計画の理念を環境面から実現するための計画である、そのことから、主要な目標をまちづくり指標に設定するなど、総合計画との整合を図っておるところであります。

また、今年度の環境審議会においては、廃棄物の処理状況、森林の整備状況等、これまでの事業の取組について検証いただく中で、2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、市内森林における二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止機能や森林保全による災害の防止機能等を発揮させる市の取組について、市外においても広く発信し、理解と支援を呼びかけるとともに、豊富な森林資源を生かした木材利用や間伐による森林整備を引き続き取り組むべきなど、委員の方々の意見を十分まえながら、現在、第3次環境基本計画の策定に取り組んでおる最中であり。可能な限り現在の世相も反映した、あるいは市民の皆さんにも十分理解していただくような計画に練り上げていただくよう、委員の皆さんとも十分意見を踏まえながら取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 最初の都市計画マスタープランの話からスタートなんですけれども、市が今、示しています宍粟市過疎地域持続的発展計画の中を見させていただいていても、人口減少に歯止めがかからなければ、集落、地域の活力の低下、地域経済の衰退、さらには市民が日常生活を営むために必要不可欠な機能が失われるというふうに当局が示されております。本当にそのとおりなんだろうというふうに思います。実感としてもあります。

先ほど言いましたように、この令和3年度の出生数がこれが150人を下回るかもしれない、先ほども言いましたが、この数字は本当にこれからこのまちで幼児教育、幼児保育をしていこうかという人らにも大丈夫なんだろうかと、このままでいけるんだろうかということを実際に大きく危惧される数字です。10年間で半分ですよ、出生数が。もしこれから先、現状を維持できたとしても大変な数字です、出生数が。10年間で半分で、次の10年間で半分ということになりましたら、もう小学校、中学校が今の姿ですらいることはもうできないとこまで、市教委のほうも恐らく危惧されて、心配されているだろうというふうに思うわけです。

その中で、今までこの本会議の中でも何度も少子化と人口減少の話はいろんな形

で議論させていただきました。一体、社会減ではどの年代の人が一番宍粟市から離れていってるのかという議論をして、数字も頂いたりもしました。圧倒的に20代ですよね、宍粟市から市外に移られている人が圧倒的に20代、全体の45%ですよ、令和2年の数字だけでとつても。全体の宍粟市から離れていく社会減の45%が20代です。それもはっきりしています。

じゃあ、宍粟市から離れていく人が市外のどちらに生まれているのかということも、これも市は調査していますよ。遠くに行っていないですよ。宍粟市から離れていっている人の多くは、何も遠くに行っていないです。姫路だとか、たつの市だとか、太子町だとかの近隣です。そのこともはっきりしています。だから、ちょっといつか忘れましたが、一般質問の中でこの人口減少を止める一つの方策として、土地施策、住宅の供給というのが例えば太子で若い子がお家を建てようとしたときに、太子町で建てられるお家よりも、この宍粟でだったら同じ金額であればもっと広々としたお家が建てられるん違うかとか、住宅施策もそうだと思うんです。それを市民に提示できる。

もう50年、60年前からこの都市計画がこの山崎で始まって、いろいろな規制を受けました。さっき言いましたけども、高い住宅が建てられないところもあります。ここは工業用地ですよ、ここは商業用地ですよ、ここで住宅を触るときは道路から1メートル引いてください。あらゆる規制を受けてきたわけです。でも、その規制が一番細かかった山崎の中心部は、本当に空き家も増えて、空き地も増えて、もう誰が見られても活力がなくなってきた、どうなっていくんだろうという不安を覚えるわけです。だからこそ、将来に展望を見れる、このまちで生きたい、このまちで暮らしたいと思える展望を与える都市計画マスタープラン、さっき市長は総合計画の話をされましたけども、総合計画をより見える化した、もっと分かりやすくした、こういうまちだったら規制を受けてもいいですよと、こうなるんだったら私らは規制にも協力しましょうと、そういうまちを示すのが僕は都市計画マスタープランだというふうに思うんですけれども、再度その部分の人口減少に歯止めをかける、そして若者にこのまちに残ってほしい、そしてこの宍粟でやっぱり事業もしてほしいという思いを持って、この都市計画マスタープランの位置づけをぜひもう一度、今の市長の答弁よりも、もう少し考えて答弁していただけたらというふうに思います。よろしくをお願いします。答弁を求めます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど冒頭おっしゃったとおり、人口の流失の状況はそうで

ありまして、特に西播磨、中播磨、県内ということで、阪神間と比べますと、やっぱりこの播磨という地域の中へ流出する状況は非常に多いと、これはもう顕著にそのとおりであります。東京一極集中と言いながら、むしろそういうところより、そういうのが宍粟市の状況としては多いのが現状であります。それには住宅政策だったり、都市政策だったり、いろんなことをすることによって歯止めがどうかかるといふことでもあります。これまでもいろんな形でそういう状況の施策は打っておりますが、なかなか歯止めがかからないということでもあります。

そのことが都市計画マスタープランの実行にどう影響しておるのか、規制があることによって、それが歯止めがかからないのかどうか、このことは十分検証していかないかんだらうと、このように思っておりますが、もともと都市計画というのは、私か言うまでもなく、都市の景観を、環境をどうしていくかということでありまして、住宅地であったり、商店街区であったり、あるいは工場を誘致する区域であったり、それぞれして、それは道路を張りつけする中でゆとりある景観をつくっていかう、あるいは環境の景観もつくっていかうと、あるいは防災も含めてと、こういうことでありました。

ただ、全てがその規制という線引きはされておられませんので、そういったところで一部には見直しもなされた区域がありますが、そういう状況を見て、今度のマスタープランもどうあるべきかということとは当然議論はされておりますが、現状からいうと、私はやっぱりあくまでも個別の計画の中で総合計画というまちを全体どうするんかという理念の中でそれぞれ個別に具体的に決めるのが、私はある意味、より有効性あるのではないかなと、そんなふうに思っております。

ただ、都市計画マスタープランというのは、まちそのもの、その区域そのものをどうするかということでもありますので、そのことはまさしく総合計画と合致ささんと意味ないことでもありますので、そういう意味では先ほど来の御質問のとおりだと思いますが、現段階では私は個別計画として捉えていって、具体的に担当部署がやっていくというのが、私は現段階では望ましいのではないかなと、このように思っております。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 市長は、今、マスタープランは個別計画の範囲だというお話なんですけれども、今までの少子化と人口減少に歯止めをかけようとしたときに、市はいろいろな施策もやってきてはると思うんです。第1のダム構想もかなり進んできました。次、この第2のダム構想と都市計画のマスタープランというのは、

かなりの部分合致してくるんだらうというふうに推測はするんですけども、もうここで止めていかないと、少子化も人口減少もさっき言いましたけども、将来に展望も何もなくなる、学校教育にまで影響を及ぼしてくるんじゃないかということを懸念するんです。

その意味で、このまちの絵面をどういう、10年後の総合計画の中をより具体的に分かりやすく、ここで暮らしたいと思う、その見える化をする方法としては、これはやはりこの都市計画のマスタープランをするべきだと。この所管を市長のほんそばに置いて、市長が陣頭指揮を執ってやらざるを得んのん違うかなというふうに思います。

ここは工業エリアですよと、工場はこのエリアに持っていくというんですか、工場を造るときのこのエリアに持っていくということで、旧の山崎町のときの都市計画マスタープランでしたら、ここは工業地、ここは準工業地という枠組みを決めて、つくられてますよね。でも、今、そっちの企業のほうは産業部が所管して、都市計画のほうは建設部が所管、現在のところね、所管している。そしたら産業部のところで言えば、産業部の一般財源でつくっている産業立地促進事業などが、普通、都市計画とセットで考えてきたら、この産業立地促進事業が、これは僕はいい施策だと思っているんですけども、そこと合致したときに、まち全体の住環境も考えた施策に変わってくるんだというふうに思うわけなんです。

そういう意味からも、やっぱりこの所管は市長のところにあります市長公室の地域創生課がもって、これ全部を進めていかないと、なかなか今の建設部の住宅土地政策課の職員さん、非常に苦勞されていると思うんですけども、なかなかこのままでは前に行かなくて、人口減少によく歯止めがかからなくて、さっき言いましたけども、どの年代が出ていってるかも、どのエリアに出ていってるかも全て分かっているんですから、だからこそ対策が打てるはずなんです。教育環境も含めた、さっき言いました、教育文教ゾーンにありますような、そういう環境も整えた、全てできてくると思うんです。このまちに暮らしたいという、このまちで生きていきたいというところが示せていくと思うんですけども、今日、もう市長らもある程度回答を持ってきているので、なかなか前にいかんような話になっていきよるんですけども、市長、やっぱりこの人口減少を止めてね、この宍粟でこれからの子どもたちとともに生きていたいと思う大人も含めて、展望を持たせるのが、僕はここが一番の勝負どころになってきているんじゃないかというふうに思うんです。もうこれ以上人口減少させて、出生数がこれ以上落ち込んでいったら、もう何もかも成り立た

なくなってきた、何してたんかなというふうになると思うんですよ、まちが。再度、市長、そのこのところのもう少し踏み込んだ話できないですか。お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 繰り返しになりますが、よく10年のやつを読み込んでいらっしゃると思うんですが、例えば総合文化ゾーンとか、あるいは低層住宅ゾーンとか、高層住宅ゾーンとか、あるいはたしか市街化検討ゾーンとか、ゾーニングする中でこういう都市計画区域の中の中心はこうしますよと、こういうゾーンが示されておりました。これはその当時、きつとこういうまちをつくろうとしとんだなああと、こういう景観や環境に配慮して道路を造って住宅をやるんだなということ、これを見たらよく分かるようになっておりました。

したがって、地域創生がしようが、あるいは住宅政策課がしようが、私は今度のやつはこういうことをこの都市計画区域の中でこの10年の計画を踏まえて、今日的な課題をどう捉えていくかというのが、私は今度の計画の計画の勝負どころだと、このように思っています。したがって、それをしっかり市民の皆さんに、先ほどおっしゃったように、ああ、こんなまちを目指そうとしておるんかいと、この10年から計画して30年ほどたったやつを今度こうするんかと、大きく変更はなかなかできない現状はありますが、まちをどうするというは今度の計画の中でできるだけ見える化して、市民の皆さんに共通理解できるような、これは工夫はしなくてはならないと、このように考えています。

そういう観点からしましても、結論から申し上げまして、先ほど何回も所管をという話がありましたが、今日の段階では、現段階では、私は今のところでしっかりと全体を捉えた中で、自分の役割をそれぞれ部署が担っていただいて、お互いに役所の職員でありますので、情報共有しながら、我がまちの将来をどう見据えていって、その都市計画区域をどうしていくんだと。その都市計画区域がどうなることによって宍粟市全体がどう波及していくんだと、こういう観点でも整理をする必要があると思いますので、逆の発想もあると思いますので、そういう観点で今後進めていきたいと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） ここで踏みとどまらなかったら、市長、もう前へ行かんようになるということは共通認識としてあるというふう思うんです。これ以上出生数が減ると、いろんなことが立ち行かなくなる、先が見えなくなる。さっきから何回も言いますがけれども、どの年代が宍粟市から離れて、どこに行っているかまで

分かっているんだから、だから、何を施策として出して、何を若い人たちに選択肢として提供していけば、宍粟市にその年代の人が今以上にこの場所に残ってくれるだろうし、出ていった人もまた帰ってきてもらえる、帰ってくる施策が打てるんだろうというふうに僕は思うんです。そこの見える化がさっきから僕が何度も言うてる、都市計画のマスタープランがその総合計画に対しての見える化なんだろうというふうに思うわけです。

市長、ほんところがか分かれ目だというふうに思うんです。さっき、産業部の関係で、2番目の質問の中の商工の施策のところ、産業立地の話も出したんですけども、その産業立地を考えていくときに、都市計画のマスタープランのところとのやっぱりセットで考えていくようにしないと、せっかくのいい産業施策がまち全体の構図として生きてこないんじゃないかというふうに僕は思うんですけど、そこも市長、さっきのお話の中でちょっと飛んでると思うんですけど、答えていただけますか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 前段の特にこれからの形ではありますが、確かに現状は流出の状況はそういうことでもあります。どうやってリターンさせていくかと、特に女性のリターン率が非常に非常に低いということでもありますので、女性をいかにしてこちらへ帰っていただくかと。高等学校を出て、どんどん大学へ行って、そのままそちらという形がありますので。それについてはやっぱりある意味住むという住宅のこと、それから働く場所の問題、それからもう一つは、やっぱり子育て環境、これらをセットは考えなくてはならないと。それがまさに地域創生の戦略の大きな柱になってくるわけではありますが、そういう意味では、そこらもターゲットにしながら、今後十分施策を打っていく必要があるだろうと。そのためには結婚ということもあるわけではありますが、少子化の抑制には。そこらあたりをしっかりと押さえていきたいと、このように考えています。

しかし、私は若い人たちが宍粟市に帰ろうとか、定着とかいうのはやっぱりどうしても教育と医療、特にこういうコロナの中でいろんな方々にも聞くんですが、やっぱりしっかり地域医療も守ってほしいと、総合病院を核としながら医療をしっかりしてもらいたい。特に周産期も含めてであります。それから、やっぱり教育ですね、そこらをしっかりと先ほどおっしゃったようなことも論点を整理しながら、今後施策を考えていく必要、既に打っておる施策も十分検証しながら、さらにグレードアップするのか、新たな手法をするのか、こういうことでもあります。

それから、もう一つ大きな課題は、いつも議会からもお叱りを受けるんですが、やっぱり私自身の発信力をどうしていく、PRをしていく、こういうことが非常に重要なところだと思いますので、そういうことも含めて今後検討していきたいと思っています。

最後に、産業立地の関係であります、当然今の産業立地の条例の中で、非常にこの近隣の市町村から比べると、私はかなりいい施策を打っていただいていると、このように思っておりますし、ただ、おっしゃったように、都市計画の中での工業、あるいは準工業、そういったところとのマッチングとかセットが考えてできているのかというと、そうでもない部分も多数ありますので、そういったことについては今後そのこともセットに、この条例を実際に動かして、施行して、あるいは具体を打つときに、その問題も含めて検討していきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 今、市長のほうからもあった子育て環境、教育、医療、まさにそのとおりですよ、総合計画もしっかり、都市計画のマスタープランもそのとおりだと思うんですよ。今度総合病院の移転の跡、もともとあそこは文教ゾーンで旧の山崎のところから、そういう絵を描いているんですから、総合病院の。やっぱりあそこが文教ゾーンとして総合病院が離れていくことを地域の方がものすごく心配されて、寂しさが増大していると思うんですけども、その部分にも将来への展望を分かりやすく見える化していくのが、何度も言いますが、都市計画のマスタープランだろうというふうに思います。

そして、医療を守って、今、市長のお話の中にもありました周産期の話もそうですし、やっぱり子どもを産み育てられるまちというのが希望ですし、教育の充実の話もありましたし、教育があって、子育て環境があって、医療があって、だからここに暮らしたい、ほかに行くよりもこの場所のほうが良いなど、また帰ってきたいと思えるような、そういう都市計画のマスタープランにぜひしていただきたいというふうに思います。

時間もないので、もう終わりに近づいてきているんですけども、三つ目に質問しました環境基本計画の骨子案の部分なんですけれども、この環境基本計画の骨子案もやっぱり全部局にわたるんですか。今、産業部が所管してますけども、食品のロスの部分だったら健康福祉部かなと思ったり、また市民生活部も関係してますし、ごみのこととかでね、全部局にわたるんで、ぜひこの環境基本計画の部分もKPIの中でどこまで検証されているのか、ちょっとこれから総合戦略の中で示され

るんかとも思うんですが、全庁的な議論をして全庁的にこの基本計画が生きてくるように、これはぜひそうしていただきたいというふうに思います。

以上で質問は終わるんですけども、何か答弁があったら教えてください。よろしくをお願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然全庁的に意見を交換しながら取り組んでいきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） これで、宍志の会、大久保陽一議員の代表質問を終わります。

ここで11時35分まで休憩を取ります。

午前11時21分休憩

午前11時35分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

続いて、公明市民の会の代表質問を行います。

西本 諭議員の代表質問をお願いします。

6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 6番、西本でございます。議長の許可をいただきましたので、公明市民の会の代表質問をさせていただきます。

最初に、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりについてお聞きします。

認知症は、誰もが発症する可能性がある病気です。高齢化の進行に伴い、今後とも増えると見られており、2025年には700万人に達すると推計されており、高齢者の5人に1人の割合となると考えられております。

政府は、令和元年6月に認知症施策大綱を示しました。宍粟市としても認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生き続けられる共生社会を目指し、認知症バリアフリーの取組を進めていくとともに、共生の基盤の下、通いの場の拡大など、予防の取組を推進していく必要があると考えます。

また、現在のようにコロナウイルス感染症の影響で自宅に閉じこもりがちになると、認知機能が低下しやいことも懸念されています。家族としても認知症の親が毎朝暗いうちから外に出ていき帰ってこない、どこに行ったか分からない、毎日探しに行かなければならない、また、お金を取られたと騒ぐ、お店でお金を持っていないのに買い物をしようとする、さらに、他人の家に入ってしまう、声をかけてくれた人を攻撃してしまう等々、認知症の家族の気の休まる時間がなく、心身ともに疲

弊しています。

病院に入院か、施設に入所はできればよいのですが、入院するほどの病気はなく、認知症だけでは介護度は低く、なかなか施設にも入所できません。さらに、家族の仕事や生活にも支障が出てきます。入院か入所ができれば助かるのだがと真剣に思っている方の声をお聞きします。

そして、さらに、一人暮らしの認知症や疑いのある人もいます。増えていく認知症高齢者を本当に地域で見守り支えることができるのかとの思いがありますが、認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりに、私自身もどのように関わっていけばよいのかと考えさせられる毎日でございます。

そこで市長に伺います。

宍粟市として認知症に優しいまちづくり条例等の制定について考えはありませんか。認知症の人や家族を宍粟市全体で支え合うという意識づけが必要であると思います。そして、認知症の人の人権を守るのが大切でございます。認知症に優しい宍粟市を目指すために、条例の制定をぜひ考えるべきだと思います。

次に、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入について伺います。

認知症の人が偶然に遭う危険性だけではなく、踏切事故や傷害事故、器物破損など認知症の人が法律上の損害賠償責任がその家族や法定の監督義務者に及ぶ可能性もあります。認知症高齢者が事故に遭い、家族が高額の損害賠償を請求されて苦しむ事態を避けるため、行政が保険契約者となり、公費で保険料を全額負担する認知症高齢者等個人賠償責任保険事業の導入をすべきだと考えます。

既に全国で60以上の自治体で導入されております。近隣でも神戸、芦屋、養父市で導入されております。認知症の家族を持った人たちにとって、認知症と賠償責任を抱えることはあまりにも辛過ぎます。ぜひ認知症賠償保険の導入を考えるべきだと考えます。

次に、災害から市民の安心・安全と命をどう守るのかについて伺います。

新聞発表によりますと、兵庫県は宍粟市に対して2018年の西日本豪雨災害があった年から2.6倍の1,029か所の土砂災害特別警戒区域、レッドゾーンを発表いたしました。

また、熱海市では、盛土が起因すると見られる土砂災害で23人が犠牲になり、依然4人が行方不明となっております。宍粟市には危険な盛土は存在しないのか、さらに近年の温暖化による豪雨が頻発し、いつ災害が発生するか分からない状況の中で、レッドゾーン、イエローゾーンに居住する人たちを行政としてどのような手順

で市民の安心安全と生命を守ろうとしていくのか。そのために市民に対して何をどう求めていくのかを伺います。

新聞によると、兵庫県も重点点検対象エリア内の盛土の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の危険地域について、11月に暫定的に報告をするということが出ておりましたけれども、危険を回避する対策はどのように展開していくのか、市民の安心安全を守る対応は本当に大丈夫なのか、以上のことを市長に伺います。

これで1回目の質問を終わります。以上です。

○議長（飯田吉則君） 西本 論議員の代表質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会代表の西本議員の御質問に2点お答えを申し上げたいと、このように思います。

まず1点目の認知症の人や家族が安心して暮らせるまちづくりについてであります。特に条例等の制定の考えはあるのかと、こういうことでもあります。

国による認知症推進施策大綱の基本的な考え方は、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進していこうとするものでありまして、宍粟市におきましても、本年の3月策定の高齢者福祉計画、第8期の介護保険事業計画におきましても、先ほど申し上げた国の方向性も踏まえた上で、地域包括システムのさらなる深化・推進によって高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めることとしております。

そういったことも加味しながら、本年の3月には、「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」を制定をさせていただきました。全ての人が個人として尊重され、思いやりを持ち、責任を分かち合い、多様性に富んだ活力ある宍粟市の実現を目指し、市民の皆さんに広く訴えかけていくこととしたところであります。特に、この条例の理念を持って市民の皆さんと一緒に将来へのまちづくりをつくっていく必要がある、このように考えておりまして、その観点では、先ほどおっしゃった認知症に優しいまちづくりと、こういうことも大きく包括して、ここに入ってくるというふうに考えておるところであります。

したがいまして、現時点におきましては、改めて認知症対策に焦点を当てた条例制定については考えておらないと、こういうことで御理解いただきたいと思っております。

2点目の個人賠償責任保険事業についてであります。個人賠償責任保険につきましては、まずは地域における福祉活動による高齢者の見守り、介護予防、交流事

業、介護保険事業等が展開されることが先ほど申し上げた地域包括ケアシステムを充実させていくこと、このことが非常に重要だと、このように思っておるところであります。

御提案の賠償責任保険は、数年前に踏切のところ非常に悲惨な事故がありまして、そのことによって世論としてかなり議論等々があったことは承知しております。全国の地方公共団体の一部におきましても、先ほどおっしゃったように、県内もそうではありますが、御提案の個人賠償責任保険を自治体として加入しているところもある、このことも承知しております。安心安全の地域づくりの一環とした施策として、そもそも公費負担を行うべき社会的要求が今現在高まっているかどうか、あの事故を教訓としながら、家族の状況、いましばらく時間を頂いて、このことについては調査研究をしてまいりたいと、このように思います。

次に、大きな2点目の災害から市民の安心安全と命をどのように守るのかという御質問であります。市内における危険な盛土についてであります。熱海市内での土石流の災害を受け、兵庫県においても、土砂災害特別警戒区域（レッド区域）の緊急点検及び土砂災害警戒区域（イエロー区域）における盛土の造成等の総点検が実施されております。先般も途中経過を含めて再度もう一遍というふうなところ、もう少し広げていくという新聞も発表もありましたところではありますが、現在のところ、宍粟市においても調査されておりますが、危険な箇所があるとの報告は県のほうからは受けておりません。また、林地における調査についても、県林務課において事前の調査が進められているというところでありまして、その報告については今受けておらないということでもあります。林地というのは既に木が植わったりいろんなところではありますが、そういうところでもあります。

避難情報であります。本年5月20日から御承知のように、新しい基準で運用をされておりまして、市においては、出水期における降雨や台風の発生状況などは、気象庁などの各機関が発信する最新の情報の収集に努め、降雨状況等の分析により、その情報を発信し、市民への注意喚起を行って避難情報の発令につなげておるところであります。夏の長雨等々によりまして、新しい基準で運用して、宍粟市もその適用もさせていただいたところでもあります。

また、今年度におきましては、全戸配布用のハザードマップを作成しておりまして、このハザードマップの活用によって、市民の皆さん一人一人が御自身の居住場所の安全性の確認であったり、あるいは避難所の経路、避難場所の確認など、日頃より家族で話し合っていたいただき、安心安全に役立てていただくよう啓発を行って

くこととしております。あわせて市民の皆様への防災教育が重要なところであります。職員による出前講座や自主防災マップづくりを推進しております。今年に入りまして、特にこういうコロナ禍のところではありますが、可能な範囲でできるところからこういうこともやっておるといっております。

なおまた、新しい避難情報につきましても、気象庁や国土交通省と十分連絡を取りまして、市長と直接ホットラインを今現在結んでおりますので、逐一その情報については頂くこととして、その情報を基に判断して市民の皆さんに発信していく、こういうふうな体制出取り組んでおるといっております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） ありがとうございます。認知症のことですけれども、認知症についてはほんとに社会問題ということになっておりますけれども、今回答いただきましたけれども、この保険ですけれども、各自治体検討して財政的なことも必要なんでしょうけれども、例えばこの資料によりますと、1,700円で1,000万円の補償ができる。それは公のほうが入っていただくという形になるんですけれども、例えば月掛け2,000円と考えましたところ、12か月、そして200人を想定したときに、年間480万円で200人の認知症の方が安心の状況になるわけです。200人といっても、御家族がおられますから、この2倍、3倍、4倍の方々の安心につながるということがございますので、ぜひこの認知症を賠償する保険、全国でどんどん広がっておりますので、今後認知症の方が増えていくということになりましたら、財政的にもいろいろあるかも分かりませんが、どうかこれ認知症の方がこの自分ところの地域で住み続けたいという思いを達成するために、いろいろ検討をお願いしたいということで提案させていただきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

この保険に入りますと、認知症の方も一応社会参加がしやすくなるという、積極的に社会参加ができてくるという利点がございまして、また改善にもつながるのではないかと。介護の予防にもつながる、できるだけ積極的に出ていくとね。いうことで家族も助かるという形でどんどんいい回転ができるように、ぜひそれを検討いただいたらと思うんですけど、市長、どうですか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど申し上げたとおり、財政的な課題ということで、それも一つの当然なことでありまして、調べておりますと、近隣市町の状況であります。損害保険の会社と保険契約を結んで標準的には賠償額1億円で、先ほどおっし

やった2,200円という状況であります。

令和2年度の状況であります。中度以上の、いわゆる動ける在宅の認知症の高齢者が約600人ということになりますと、年間130万円あたりになるんじゃないかなと、こういうふうに思っています。計算上はそうなるんですが、先ほどおっしゃったように、高齢者の皆さんや家族への支援、そういったこと、いろんなもろもろ考えると、その状況もよく理解できるんですが、社会的な要求というか、そういったことの高まりだったり、いろいろ近隣の加入の状況なんかをもう少ししっかり精査して、市民の皆さんがそれに対してどう思われるのかを含めながら、調査研究をしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（飯田吉則君） 6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 認知症に優しいまちづくりの条例ですけれども、特に認知症云々という形ではないんですけれども、この人権を守るという観点から、別立てでぜひしていただければ、また意識も高まるかなということ、それも検討していただきたいなという思いでございますので、どうか一度またよろしくお願ひを申し上げます。

そして、災害から市民を守るということでいろいろお話がありましたけれども、私たちは危険地域を抱えた中で、情報はたくさんいろんな形で出てくるんですけども、やっぱり私たち市に住んでいる人として、どういう形で対応したらいいのかというのがなかなか分かりにくい、そういう状況があります。

そして、さらに気象災害が50年で約5倍になっているという温暖化の影響もございますけれども、そういう形で地球は本当に厳しい状況に今なっております。50年間で5倍の気象異常が発生しているという形が発表されておりますので、山間部を抱える、また自然を変える私たちとしてはぜひ市が発する情報が取りあえず全てどうしろ、避難しなさいとかいうのはあるんですけども、市長との信頼関係というか、ただレッドゾーンがあります、イエローゾーンがあります、そういう情報だけではなく、放ったらかしではなく、どうか市長と市民の信頼関係というか、市長が一言言ったら、よし避難しようという形でできるような、そういうものにしていただきたいと思ひます。

7月7日でしたか、高齢者等避難情報が出て、私も避難所に伺いましたけれども、全部で19名という形で非常に閑散としておりました。それはそれでよかったんですけどもね、やっぱりそういう情報が出たときに、即座に市民には移動していただく、避難していただくという思いが入るような、そういう情報の発信をお願ひし

たいなということで、宍粟市の安心安全を守り抜くための信頼関係をつくっていき
たいという思いがございまして、その辺の思いを市長もう一度お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 避難をしていただく、避難行動に移っていただくという、い
わゆる切替え、避難行動をせないかんというスイッチに入ってください、これがな
かなかできないのが現実であります。

7月の先ほどおっしゃったように、初めての新しい警戒レベルの表示の仕方の中
で、第3段階の高齢者等避難をさせていただきました。ましてコロナ禍の状況の中
でああいった形で、コロナ対応も含めて避難所を開設させていただいて、これは山
崎町域に限って避難の情報を出ささせていただいたんですが、現実問題としてなか
か全てが避難というのは非常に厳しいところであります。

ただ、レッドゾーンとかイエローゾーンとかいろいろ区域あるわけではありますが、
当然赤の状況を見ていただきますと、宍粟市全域がもう赤の状況でありまして、日
本全国を見てもほとんどのところが赤のいわゆるレッド区域が多いと、こんな状況
であります。その原因は当然それぞれ雨が多い梅雨の時期とか、それから梅雨末期
の時期を含めて非常に雨が多い日本の特質だったり、あるいは我がまちのように26
も1,000メートル級の山があって、こういう状況の中で、山地が非常に多くて、急
峻なところが多いと。急峻なということになると、川も急流だと、こういうところ
がありますので、そういう地形や地質やいろんなもろもろの中で土砂災害につい
ては非常に危険な区域が多いと、こういうふうな算出がなされたところであります。

そういう中で、やはり私も決して市長が言うからというんではなしに、自らの命
は自ら守ると、こういう観点に立つとすると、一体どの段階でスイッチを切り替え
て逃げるのか、放送があってから逃げるのか、そういう意味では情報を常にケーブ
ルテレビやいろんなことも通じて流していかなければならないということで、御承
知のように、河川の情報、それからほかの情報もケーブルテレビで流しております
が、ただ、あのチャンネルはまだ50何%の方しか入っていらっしやらないので、常
にしーたん放送でも流しながら、そういった状況を心がけていきたいと。

いよいよ安心安全のためには、まず自ら避難していくという行動にどうやってい
くかが私は大きな課題と、このように捉えておりますので、そういう観点でも常日
頃から市民の皆さんに事あるごとに訴えていきたいと、このように思っております。

○議長（飯田吉則君） 正午を回りましたが、このまま会議を続けます。

6番、西本 諭議員。

○6番（西本 諭君） 市長言われましたとおり、私たちも自分たちで身を守る行動は第一優先でさせていただくとして、市として市民との信頼関係が深くなるような形で、誰一人災害の被害者を出さないという思いで私たちも協力させてもらいますし、市としてもよろしくお願ひしたい、そのように考えますので、どうかよろしくお願ひします。

以上です。終わります。

○議長（飯田吉則君） これで、公明市民の会、西本 諭議員の代表質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

午後1時から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

午後 0時02分休憩

午後 1時00分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

続きまして、政策研究グループ「グローバルしろう」の代表質問を行います。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 会派を代表いたしまして一般質問をさせていただきます。今回は3点の質問をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

まず1点目は、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

冒頭、コロナ禍におきまして、医療に従事をしていただいている方々、あるいはワクチン接種の迅速かつ円滑な推進に御尽力いただいている関係者の皆さん方に心より感謝申し上げたいと思います。

そのような中、兵庫県内で新型コロナウイルス感染が急拡大をしております。9月5日には696人の新たな感染者が確認されております。新聞によりますと、8月28日をピークに減少傾向にあるというふうに言われておりますが、ただ、コロナ病床の病床使用率は75.1%でありますし、うち重症病床は54.9%で緊急事態宣言の目安であるステージ4のままでございます。感染者が入院できず、自宅療養者は4,000人を超える、まさに非常事態にあります。

4回目の非常緊急事態宣言の中ではありますが、これまでとは少し様相が違うのではないかなというふうに感じております。それは、感染者の急拡大もありますが、新たな変異株の問題、それと感染者が低年齢化しているという、そういう問題があるかと思ひます。宍粟市民の不安は市内の感染状況、あるいは医療提供体制がど

のような実情なのか、その点が十分分からないというところに不安があると思います。

そこで質問をいたしますが、本日現在、宍粟市の感染者数の状況、累積及び新たな感染者数について、お知らせをいただきたいと思います。

また、陽性者数の年代別の割合、あるいは感染経路など、そういう点について、どのような傾向を示しているのか。それに対して、市はどのような対策を強化しようとしているのか、お伺いしたいと思います。

特に、医療の逼迫という状況の中で、自宅療養者の死亡、あるいは感染妊婦の問題、そういうものがテレビ、新聞で問題になっておりますが、感染者が入院できない状況が非常に問題だというふうに捉えます。宍粟市の場合、陽性者の入院、あるいは自宅療養などの状況はどうなっているのかお伺いしますとともに、市民の命を守る医療提供体制の充実について、市はどのように考えておられるのか、1点目にお伺いしたいと思います。

二つ目は、土砂災害などの防止対策についてでございます。

近年、台風や前線の影響によります集中豪雨、あるいは局地的な大雨ということで全国的に土砂災害や河川の氾濫などの被害が頻発をしております。宍粟市におきましても、今年8月は記録的な豪雨となりました。これから本格的な台風シーズンを迎えますが、8月の豪雨などから市内には地盤が緩んでいる地域、あるいは土砂災害のおそれのある箇所、そういうものが存在しないか非常に不安でございます。土砂災害及び洪水氾濫などを未然に防止するための取組、それが急務であるというふうに考えます。

ある資料によりますと、近年の台風に伴う土砂災害では、全体の半数以上が土砂災害警戒区域など、あらかじめ土砂災害のおそれがあることが公表されていた箇所が多く発生しているとの報告があります。宍粟市には、数多くの土砂災害特別警戒区域及び警戒区域、レッドゾーンやイエローゾーンの指定がされております。土砂災害及び洪水氾濫等を未然に防止するためにどのような対策、取組によって市民の生命、財産を守る方針なのか、具体策をお伺いしたいと思います。

3点目でございますが、6月の一般質問でもさせていただきましたが、この間起きました不適切な外出支援サービス事業に対する市の対応について、その是非についてお伺いしたいと思います。

市の外出支援サービス事業の業務を請け負っております某タクシー事業者の不正実態が明らかになりました。その実態は、常務員が自身または家族の利用券を利用

して虚偽の報告を行い、市に不正な請求を行ったもの、運行状況に矛盾があるもの、運行実態の確認ができなかったものが市に請求されていたなどとの報告を受けております。

これら事業者の不正、不適切業務にもかかわらず、市の対応は事業者に厳重注意処分としております。委託事業は継続させるとの対応を取っておられます。今日は、この市の対応の是非について問いたいと思います。

契約の本則には、委託者と受託者はおのこの対等な立場における合意に基づいて公正な委託契約を締結し、真義に従って誠実にこれを履行するものとあります。同業務委託契約書第6条には、契約の条項に違反したときには、契約を解除すると規定しています。今回の不正事実、契約違反に対してなぜ契約書の第6条を適用しないのか、お伺いしたいと思います。

市は、厳重注意処分を行ったとありますが、当該契約書には契約解除の規定しか存在しないというふうに思うんです。なぜ厳重注意処分を発したのかが甚だ疑問であります。この処分を決定した根拠、その処分を発令した根拠条文、それは何のか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（飯田吉則君） 大畑利明議員の代表質問に対して順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」代表の大畑議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

私のほうからは、新型コロナの関係、土砂災害のことにつきまして御答弁申し上げ、あとのことについては担当部長よりと、こういうことで御答弁させていただきます。

冒頭ありましたとおり、変異株等々の影響もありまして、いわゆる第4波も含めて非常に厳しい状況が日々続いております。先ほどピークの話もありましたが、なかなか一長一短に日に日にというわけにはなかなかいかない状況であります。現実には非常に厳しいと、こういうことであります。重症病床の使用率も先ほどのとおりでありますし、ステージ4という状況であります。

この9月12日までということである一定の非常事態宣言であります。報道等によりますと、延長の可能性もあると、こういうことであります。今、まだ具体的にはありませんが、非常に厳しい状況が続いておるという状況下であります。

そこで、特に感染対策について何点かありますので、順次お答え申し上げますが、

1点目の宍粟市の感染状況等についてであります。市内の陽性者数、あるいは年代別の割合、感染経路につきましては、これまでも申し上げてきておりましたが、基本的には都道府県の業務となっております。新型コロナウイルス感染者の情報は兵庫県において一元管理をされております。

その中であって、本人同意の下、あるいは県から要請のいある自宅療養者への支援、発熱者臨時診療所、また学校関係や施設関係との情報の連携の中で、いろいろ探っておるところであります。いわゆる7月以降の第5波の状況として、市が把握しているものに限っての情報と御承知いただいて報告申し上げたいと、このように思います。

8月末現在においては、おおむね50名の陽性者ということで放送でも申し上げたところではありますが、昨日の現在であります。おおむね60名の陽性者を確認しております。その中で、これまでの発生状況の累積ということもありますが、御承知のとおり新聞発表等々では、この3月の下旬の時点では139人という発表がありまして、8月26日から今日までは197という数字が出ております。したがって、その3月末、いわゆる第3波と書いていいかどうか分かりませんが、その段階から見ると58人という状況下であります。これは新聞発表の県の発表のところであります。そういった状況下であります。先ほど申し上げたとおり、7月のいわゆる第5波として市が把握しておりますのは先ほど申し上げたとおり、昨日現在ではおおむね60名だという状況であります。

その中で、年代別であります。20歳未満がパーセントで言いますと、44%、20代・30代が16%、40歳以上の64歳以下が40%、65歳以上については現在ゼロという状況であります。

感染経路におきましては、家庭内の環境での確認が34%、それから学校、職場、あるいは友人等の濃厚接触を含めてが29%、その他不明、感染経路が分からないのが37%と、そんな状況下であります。

こういう状況の中で、冒頭ありましたとおり、非常に低年齢化しておるという表現が正しいのかどうか分かりませんが、現実、子どもたちにも影響はあるという状況であります。

そこで、この非常事態宣言中、学校等とも連携を取りながら、部活動の中止、あるいは中学校においては修学旅行の延期、体育祭の延期、また社会教育にあっても少年少女のスポーツ団体等の活動については自粛要請、こういった形を取り組んでおるところであります。

特に、この対策に当たっては、国・県・市の対処方針に基づき対応する中で、市民の皆さんへの感染予防対策の啓発並びに早期にワクチン接種が進むよう取り組んでまいりたいと、このように思っています。

特に、今現在、64歳以下の方、優先接種が終わりまして、一般の方に入っておりますが、中でも妊婦さんにあっても、できるだけ早く受けたい方は希望を取って前倒しで受けていただくようにして、この近々ではかなりお越しいただいておるといふ状況下であります。ワクチン接種を先ほどあったとおり、それぞれ関係の皆さんの御支援や御協力によって、現在は順調に進んでおるのではないかなど、このように思いまして、10月末をめどに終了をしていきたいと、このように考えております。

なお、付け加えさせていただきますと、特に自宅療養等々のこともありましたが、宍粟市では先ほど申し上げたとおり、県のほうからの要請もあるわけでありましたが、一つの例として、9月5日現在であります。パルスオキシメーターの貸出しをしておりますが、自宅療養について。9月5日、先日現在では8世帯に貸出しをしております。そのうち陽性者は11名というふうに把握しております。

また、過去10日間ですけれども、特に8月27日から9月5日の10日間の中で、日用品であるとか、あるいは食料品の配付をしておりますが、その10日間の間では5世帯、18人分それぞれ市のほうから配付をさせていただいたという状況でありますので、その点についてもそんな状況を報告させていただきたいと、このように思います。

2点目の陽性者の状況と、医療体制の充実に向けてであります。先ほどと重複する部分がありますが、特に感染者への対応については、都道府県の業務となっております。入院あるいは宿泊療養等々の調整は兵庫県で実際調整をしていただいております。入院患者がいよいよ何名いらっしゃる、あるいは宿泊療養者が何名いらっしゃるというのは不明の状況でありまして、自宅療養者については先ほど申し上げたとおりの数値と、こういうこととなります。

兵庫県の対処方針では、無症状者や軽症者は宿泊療養施設での療養を基本とし、子育てや介護等で特別な事情がある方で、感染対策を十分に行える方は自宅での療養も可能となっております。

そういった中で、先ほど申し上げたようにパルスオキシメーターをはじめとした物資の支援を行いつつ、またその支援物資の配付の際においても、あるいは電話において健康相談等の支援を行っておるところであります。

医療体制としては、自宅療養者への病状変化への備えとして、支援が必要な方に

対し、県より往診可能な医療機関への依頼を行う仕組みが構築されておりまして、併せて龍野健康福祉事務所及び管内の医療機関並びに市との連携の下、訪問介護及び訪問看護による支援体制も構築しております。

また、宍粟総合病院は、新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定されておりまして、8月13日から感染拡大特別期となったことから、4階のコロナ患者専用病棟に中等症及び軽症患者を対象とした8床、及び疑い患者を対象とした4床の計12床を確保したところであります。兵庫県が設置する新型コロナウイルス入院コーディネートセンターの要請に基づき、入院患者を受け入れておる状況であります。御承知のように昨年の11月から4階をそういう病棟にして、当初は6床、6床でいっておったところでありますが、先ほど申し上げたとおり、現在8床、4床と、こういう状況で進めておると、こういうところであります。

妊婦の対応としては、ワクチンについてはそういうことではありますが、総合病院の産婦人科において、通常の診療を継続しながら、並行して感染症陽性妊婦の治療を行うことは困難であるため、総合病院かかりつけの妊婦が感染した場合に限り、軽症の患者を受け入れることとしておるところであります。

以上であります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

土砂災害のことの答弁、申し訳ありません。

土砂災害の防止のための対策、こういうことではありますが、宍粟市では、午前中もありましたが、いわゆる土砂災害特別警戒区域、レッド区域が1,029か所、土砂災害警戒区域、イエロー区域が1,432か所、それぞれ指定をされております。

こういった状況の中、市においては雨水幹線の整備と普通河川の維持事業により、氾濫防止の対策を図るとともに、土砂災害対策として、レッド区域内の住宅移転及び防護壁等整備のための補助を実施しております。また、国、県においては、河川改修、河川内の土砂撤去、砂防事業、急傾斜事業、引原ダム再生事業などが進められています。

山地災害防止対策としては、未整備の人工林を間伐施業により計画的に進めていくことで、森林の持つ公益的機能を高めるとともに、大規模な山腹崩壊や、土砂流出等につながるおそれがある場合は、県営治山事業や市単独流末水路整備事業など、県と連携しながら災害防止に努めておるところであります。

このほか、市では土砂災害警戒区域や、浸水想定区域を市公式ホームページで公開しておりまして、また、先ほど午前中、西本議員の災害対応に関する御質問の際にもお答え申し上げましたとおり、現在、各戸配布用のハザードマップを作成中で

ありまして、これらを活用いただくことで、市民一人一人がお住まいの地域の安全性を確認いただき、有事の際には、いち早く行動をとっていただけるよう、防災意識の普及啓発を図りたいと、このように思います。

今後においても、お住まいの地域や気象状況等に合わせた避難の方法を取っていただくために、日頃からの防災教育が必要であると考えており、職員が地域に出向き、出前講座や自主防災マップづくりの推進を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 失礼をいたします。私のほうからは、外出支援サービスのことに関しましての御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の契約書第6条を適用しない理由についてでございますが、本事案につきましては、特定の運転手が自身の勤める事業者を欺いて不適切な行為をしたことがそもそもの要因でございました。

市の調査におきましては、事業者が故意に不適切な請求を行ったものではなく、事業者による悪質性のある行為ではないと判断をいたしまして、事業者の責任を追及し運行停止とするような契約解除は行わないという判断に至っております。

2点目の今回の件についてですが、嚴重注意というふうな通知をしたその根拠についてですが、今回の事案につきましては、事業者の悪質性を認めるものではありませんでしたが、市としまして、運転手の労務管理の徹底や、運行管理体制の見直しを事業者へ求める必要があると判断をし、嚴重注意の通知を行いました。この通知を行ったその行為につきましては、契約書に基づくものではありませんが、契約を行った当事者間における意思を表す行為として、市の意思を受託者に対し文書により通知したものであるということでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは、再質問をさせていただこうと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症対策でございますが、これ市長、県のマターにかかるものは相当あるとは思いますが、私がここに取り上げたのは、やっぱり市内の感染状況、対策、この実情をしっかりと市民と共通認識を図っていく必要があるんじゃないかなど。そういう中でやっぱり市がいろんな情報を隠しているんじゃないかという、非常に疑心暗鬼になっている方もたくさんいらっしゃるんで、しっかり出せる情報を出して、今こういう事態にあるんだということの共通認識を図って、

しっかり一人一人が自分もそうですし、人の命を守っていくという取組が必要なんじゃないかなというふうに考えておりますので、この質問を投げかけておりますので、できる限りの情報提供の中で少し議論をいただきたいなというふうに思います。

宍粟市の感染、8月26日現在197ということで、これは兵庫県のホームページにも記載をされておりました。もう一つは、プラスアルファがあると思います。自治体を明らかにされない感染者がいらっしゃいます。これはたつの管内というくくりで120～130人いらっしゃいますので、単純に2市2町で割りますと、30人程度の感染者が197にプラスされるんじゃないかなというふうに私は考えておまして、少し市内で感染が広がっているというふうに見るべきではないかなというふうに捉えておりますが、その辺について誤りはございませんでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 前段の可能な限りの情報を市民の皆さんにとということです。その情報を発信することによって危機感をあおるのではなしに、一緒に問題と対応する。その意図は十分理解できますし、まさしくそのとおりで、このように思っています。したがって、第3波のときもそうでありましたが、可能な限り私どもは今いよいよこういう傾向ですよというアバウトのところは発信していこうと思っております。

ただ、うがった情報というのか、正確な情報はつかみ切れてないので、おおむねというような形での報告にならざるを得ないということも承知おきいただきたい。というのは、当然でありますので、先ほどおっしゃったとおり、197ですけども、龍野管内では何人という発表者以外がおりますので、それが均等に割れるかどうかとしましても、当然それはかさ上げにくるだろうと、このように思っています。その認識はしております。

しかし、私は常々やっぱり正確な情報を皆さんに共有することによって、この問題に正面から皆さんとぶつかるのではないかという意識は持っておりますので、そういう方向で今後も努めていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 分かりました。それでは、私は再質問に当たりまして、論点は子どもの感染をいかに防いでいくか。それは大人の責任が非常に大きいだろうというふうに思ひまして、そういう視点から少し再質問を何点かささせていただきますというふうに思います。

感染経路で幾つかというお話もありましたが、家庭内での感染によって子どもに

感染が広がっている、これは34%ぐらいあると。それから、学校も29%ぐらいあるというふうに言われましたが、実際は、私は家庭内での感染が、これ全国的な傾向でも、学校がまだ始まっておりませんでしたからね、今は始まってますけども。それまでに広がっているという意味では、学校よりも今は家庭内感染が非常に大きいんじゃないかなというふうに捉えておまして、ここをどういうふうな対策をしていくのかということ。

それから、30代、40代、このあたりの感染者が非常に多いということで、これから64歳以下のワクチンを10月めどにやるということをございしましたが、そこをどういうふうにワクチンを含めた対策を進めていくのかというあたりを論点に少しさせていただきたいのと、そのためには、自宅療養という、いわゆる医療放置の状態をどう見るのか、どう考えていくのかというあたりをか少し掘り下げていきたいなというふうに思っております。

市長は、9月1日のメッセージでこの緊急事態の中の対応として部活動のことを中止するとか、今も修学旅行中止とかいうふうにおっしゃいましたが、これは対処方針ですね、対症療法だと思います。根本的な対策というのは、何かということをおっしゃっていないんです。これは私は、子どもを守るための大人の対応というのは非常に重要なので、一つはワクチン接種だろうと思います。これはこれからも進めることだろうと思います。これよく聞くんですが、若い人がワクチンの知見が非常に少ないということをお心配されて、皆さんが希望されていないということで、若い人になるほど少しワクチンに抵抗を示しておられる方がいるというふうにお伺いしておりますが、その辺の傾向はございませんでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 一つはやっぱりワクチンというのは有効なことだと思います。先ほど申し上げたとおり、これは結果的にそうなんかも分かりませんが、65歳以上は現在第5波ではなしと、こういう状況は宍粟市としては間違いなしに起こっております。龍野管内の状況もホームページやいろんなので見られたように、65歳以上が非常に第3波から見ますと、随分形態が変わってきておるというふうに思います。あの中でも例えばの例であります、90歳代の方がかかられても無症状、それから軽症と、80代、こんな状況であります。かつては中等症以上がそういう状況だったんですが、一つにはワクチンの免疫力の高まることが一つは原因があるのではないかなと、これは推察の範囲ですが、当然そうだと思います。したがって、ワクチンは有効な手段の一つと、このように思っています。

若い人ではありますが、今の64歳以下の方々に希望を、後ほど具体的な数値が担当部長から出るかも分かりませんが、取りまして、当初は希望で取りますと、60数%だったと思いますが、その後コールセンターのほうに今日の状況を見て、若い人たちが受けさせてほしいということも現実として起こっておる状況であります。したがって、いろんな先ほどおっしゃったように治験等々ありますが、私としてはデータのどれが正しいかどうかは言えないんですけども、ワクチンをぜひ受けえとか、こういうのもなかなか厳しい状況はあるんですが、可能な限りいろんなチャンネルを使って発信をしていきたいと。正確な情報というのはなかなか私自身も十分捉え切れておりませんが、そういったことも非常に重要だと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ワクチンの有効性というのは、それはよく分かるんですが、宍粟市の中での若い人たちの傾向としてどうかというのは、まだつかんでおられないということですね。答弁がなかったもんですから。ありますか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） その件につきましてですが、回答としては今のところ、今日のところつかんでいないんですが、8月の下旬に16歳以下から中学1年生以上、年齢でいいますと、おおむね13歳から16歳、学年でいう今度は回答の縛りしておりますが、中学1年生から高校1年生までの4学年につきまして、8月下旬に希望調査を発送したところございまして、今、締切りがちょっと今日かぐらいになっておると思うんです。もうしばらくしたら、希望の結果が出るようになるというふうに思っております。あと学年としましては、小学校6年生が9月中には希望の調査を行いたいというふうなスケジュールになっておりまして、申し訳ないんですが、現時点におきましては、その希望の調査の実態が御報告はできないというふうなことでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） すみません。私の質問が悪かったのかも分らないんですけど、低年齢の方にワクチン接種を推進してくれと言っているんじゃないんです。子どもを守るために、大人がしっかり対応する必要があるんで、その辺のワクチンに対して抵抗感を持っている人がどのぐらいいるかというのがつかめない。だから、子育て世代の方々ですよ。そのあたりの傾向が分かりますかということをお尋ねしているんです。低年齢を僕は勧めているわけではないですよ。そこは分かりませんか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 申し訳ございません。それこそ20代、30代を限定にしてどれぐらいの方が希望があったかという、その区分けまでもできてないところが申し訳ないところなんです。現状、今現在64歳以下から16歳以上の方のワクチン接種が進んでおるわけでございます。この中で、その刻みの中では約1万9,000人ぐらいの対象の中で、宍粟市の集団接種を受けたいと言われる方が1万1,830、約62%でございます。このほかに、その他の市外の集団接種であったり、あるいは医療従事等で既に接種をされている方、この方が2,700人程度で14%いらっしゃいます。結論としましては、今のところ宍粟市内の16歳から64歳までの方の中で、希望が分からない無回答の方、もしくは希望しないと言われる方が約4,500人程度の24%ということになっておりまして、結論としましては、76%の方が何らかの接種を打たれるというふうな予定になっております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） はい、分かりました。市長も言われたらうに、強制できるものではありませんので、その傾向をつかんでいただいて、じゃあ、ほかにどういう対策をするのかということになるかというふうに思います。ワクチンについてはできるだけ接種を推進していくべきだというふうに思いますが、それだけではないということ、宍粟市のホームページとかいろいろ見せていただくんですが、家庭内感染を減らしていくための感染対策という、家庭内で予防していくことのPRをもう少し図式したものとか、図解とかを含めてもっと徹底的にされるほうがいいんじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） そのとおりだと思います。元へ戻りますが、冒頭詳しく部長が76%、16歳から64歳でしたが、先ほど申し上げたとおり、無回答だったり、受けなかった人もこの間、徐々に受けたいという方がコールセンターのほうにありますので、今後そのパーセントは上がっていくだろうと、このように思っています。

感染対策では、ああいふ3密を避けましょう、マスクをしましょう、それぞれ行動についてはできるだけ外へ出る場合も少人数で家族でできるだけ出ていくようにしましょうと、こういうふうな抽象的に言ってますんで、今おっしゃったように、効果的に、より感染対策を防ぐためにはこうしたらいいんですよというのが、なかなかちょっと私自身も見当たらなかったところがありますので、今傾向としては家庭内感染が非常に高い、まして保護者から子どもに、場合によって部活動を通じて

子どもから保護者に、そういったことで家庭内感染が広がっている傾向は十分つかんでおりますので、そこらあたりをもう少し早急に検討させていただきたいと、このように思います。観念ばかりではどうにもならないので。十分理解しております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） その家庭内の感染対策、防止、しっかりお願いしたいと思えます。

少しワクチンとか、そこを離れますが、今度は家庭内感染防止ということで、非常に重要になるのは自宅療養ですね、ここをどうするかだと思います。自宅療養というのは名前はいいですが、これは治療放置ですよ、ネグレクトですよ、治療させないということです。私も経験があるんです。自宅療養でした。一切の医療提供はございません。医療的ケアはありません。

そういう中で、軽症であっても重症化したり、死亡という例もたくさん今テレビなんかで報道されております。この龍野管内で見ますと、市内にもいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、中等症の患者も出ておられるんじゃないかなという、そういう心配もありますので、この自宅療養、これは本当に避けなければいけないというふうに思います。

宍粟市も対処方針で見させていただくと、自宅療養者の訪問事業というのを取り入れていただいております。先ほど市長もパルスオキシメーターを配付しているというふうにありましたが、ただ、それを配付されてもね、酸素飽和度が96%以下になったときに、どうするんかということなんですよ。医療的ケア受けられないんですよ。だから、そういう状態、中等症の1ぐらいまでになったときに、あるいは軽症と言われても少し点滴とか、そういうことで症状が抑えられるというふうになれば、随分変わってくるだろうと思うんですけども、医療放置なんです。ネグレクトなんです。このあたりについてどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 私のほうからお答えさせていただきたいと思えますが、今現在、龍野健康福祉事務所、保健所ですが、保健所と連携をする中で確認をしておりますのは、先ほど市長言っていただきましたように、基本的に無症状と軽症の方については宿泊療養をとというのが兵庫県の基本方針ですが、特に妊婦さんであったり、小さいお子さんがいたり、それから家庭内で介護するような特別な事情のある方については、なおかつ自宅で感染防止対策が可能な方については自宅療養も認めますと、これが兵庫県のスタンスというふうに聞いておりまして、その自宅療

養をされる方につきましても、少なくとも一日に1回は経過状況を龍野保健所のほうから確認をしていると。さらに、酸素飽和度中心として症状が重篤化されたり、悪化される方、数値が悪い方についてとは一日のうちに1回ではなく、2回、3回、複数回連絡を取りながらやっておるんだというようなことをお聞きをしております。

そういう状況の中で、一つの仕組みの構築としましては、そういった場合に実際問題、龍野保健所が各自宅療養者のほうに直接出向いて安否確認をするというふうなマンパワーの部分もございまして、そういった状況ではございませんが、そういった場合に本人同意の下に、市の支援を受けられますかというふうな確認を取れた方については、保健所のほうから市のほうに、どこそこのお宅に自宅療養の方がいらっしゃるの、そこに連絡を取って、市の支援物資なり、パルスオキシメーター、兵庫県から配付するパターンもございしますが、そこも間に合わない場合は市のパルスオキシメーターを持って行ってくれというふうな支援要請がかかります。そういった中での先ほど市長が申しあげましたパルスオキシメーターであったり、日用品、食料品の配付というふうな形になっておりまして、また、その医療的看護でございしますが、これにつきましても龍野管内におきましては、まず、医師の訪問医療が行われることになっておりますが、それも間に合わない場合には、市のほう、県も同じような制度はございますが、県の制度が使えない場合には市におきましても、市とこれも連携の上ですが、訪問看護事業所、訪問介護事業所と契約を結んでおりまして、そちらのほうから在宅療養者のお宅を訪問して、看護なり介護を行ってこれというふうな一つの仕組みができておるというところでございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 確かにパルスオキシメーターとか食料品の支援ね、ありがたいですよ。私、去年の秋はなかったですからね。全く自宅が出るなどと言われて、いたわけですけど、それはありがたいですけど、私が言ってるのは、医療的ケアが受けられないと言っているんです。訪問看護や介護はありますよ。でも、医療的なケアはないんですね。ですから、今部長がおっしゃった医師の訪問医療の制度がありますとおっしゃったんですが、具体的にどういうふうにするんですか、教えてください。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 訪問医療が可能なお医者様につきましては、保健所のほうがリスト化しておると思いますが、保健所のほうからその地域の可能なお医者様にどこそこのお宅に訪問診療をしてくださいというふうな形になっておると

いうふうに承知しております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ということは、医療的ケアは受けられるというふうに解釈したらよろしいわけですね。でも、それは本当に限られるんじゃないかなと思いますし、保健所がそれは了としないと、なかなかそういうふうにならないというふうに私思いますので、総合病院一生懸命頑張ってくださいていますし、市長も12床まで拡大したというふうにおっしゃっている。やっぱり私は根本的な解決は、そういう開業医とかではなくて、入院だというふうに思うんですね。ですから、公立病院にさらに増やしていくという考えがないかどうかお伺いしたいんです。

兵庫県が新型コロナ第5波への対策パッケージというのを出しておられますね。これを見ますと、この中で病床数の拡大ということで、全医療機関に対して、副知事をトップに病床確保を要請していくんだという対策パッケージが出ております。やっぱり宍粟市も市長ばかり責めてはいけませんのでね、やっぱり市長も本当にこれからまだ去年の秋の例がありますから、私は非常に心配しているんです。クラスターが発生したりとか、いろんなことがこれから起こると大変だし、デルタ株の関係で子どもの感染も非常に心配がありますので、やはりこういう入院病床を増やしていくということ、あるいは小児医療をどういうふうにしていくんかというあたりを少し考え方をこれから秋に向けて持っていただきたいというふうに思いますが、その辺の考えはどうでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） あんまりごつつ言うと、総合病院に怒られたらあかんですが、もう少し詳しいことは副院長が言うかも分かりませんが。昨年秋からも御承知のとおりであります。何とかして市民の皆さんの安心安全を担保せないかんということで、ああいう形でさせていただいて、今度は8床と4床ということで、8床の中で少し回復になれますと4床へ移っていただいて退院していただくとか、そういう形で今中等症を中心にしております。

ただ、私が承知しておりますのは、大変総合病院にも御無理言うたんですが、軽症の方についても非常に厳しい状況の軽症もいろいろ人によって違うわけでありまして。私はどなたがどうだとかは分かりませんが、場合によっては軽症もコールセンターを通じてではありますが、総合病院で受けていただくようにということで、今回の第5波については、中等症はそうではありますが、そういう形で取り組んでいただいております。それは、ある意味総合病院の院長先生やほかの先生の判断、医師の

判断でそうやっていただいておりますが、今後、よりどんな株が出るか、どうなっていくかはちょっとなかなか想定しにくいんですが、可能な限り総合病院で病床を増やすというのはなかなか厳しい課題があるんですけども、現状の中でも少なくともどうやって受け入れていくのか。もう一つは、小児科の先生もいろいろ対応していただきよるわけでありましたが、小児科についてもいよいよそういった場合についてどう対応するのかということについても今後議論を深めていって、早急にしていきたいと、私はこう思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 総合病院の副院長もいらっしゃっているので、ちょっとコメントいただきたいなというふうに思うんですが、聞いておられて簡単に病床増やすって言うなよと、医師や看護師いっぱいスタッフそろえなあかんし、そう簡単なものじゃないというふうにお聞きになっていたと思うんですが、一方でやっぱり市民も相当去年はたくさんの死亡者も出ておりますし、非常にコロナに関する思いは強いものがございます。そのあたりで少しコメントをいただきたいんですが。副院長どうでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 御指名ですのでお答えさせていただきます。

市長が答弁申し上げましたように、総合病院としてはやっぱり市民病院として一生懸命やっているつもりです。ただし、通常医療もやりつつコロナ感染症にも対応していくということでございますので、そのあたりのバランスが非常に難しいところがあります。

それから、コロナ病床というのは非常にナーバスな対応をしないといけないということで、医療環境もかなり制限されてきますので、御指摘がありましたように、マンパワーの問題もありまして、できる限り病床確保をするのが市民に寄り添う医療という意味では理想的なんですけど、残念ながら現時点のマンパワー等々、トータルで考えますと、市長のほうから御答弁申し上げた8床プラス4床のトータル12床が精いっぱいというのが現状でございます。

小児に関しましては、これまで昨年11月から小児のコロナ患者さんというのは当院では受けておりませんし、受入れ要請もございませんでしたが、御承知のとおり当院も小児科医がおりまして、市内の小児患者さんで当院で対応が求められた場合には、真摯に受入れをさせていただいて、適切な治療を対応させていただくという

ふうにご考慮しておりますし、当院のほうで手に負えない場合は姫路日赤さん等と連携をして対応していくと、そういう形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長もおっしゃったように、これから病院の建設という大きな課題も抱えておるわけですから、ぜひ市民のそういう声に十分応えていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それと、ちょっと戻りますが、感染妊婦の関係、対応するとおっしゃったんですけども、かかりつけの妊婦に限るというふうにおっしゃいました。もし、かかりつけでない方の感染というものが、千葉でしたか、ああいうふうにあった場合には、宍粟市は対応できないということなんでしょうか。その辺ちょっと改めてお願いします。

○議長（飯田吉則君） 菅原副院長。

○総合病院副院長兼事務部長（菅原 誠君） 非常にちょっと難しい問題なんですけども、御存じのように周産期部門を抱えている公的病院が西播磨には当院、それから赤穂中央さんということで2か所しかありません。したがって、通常の周産期医療の対応というものが、この西播磨の北部エリアでは当院が一手に引き受けているということでございます。残念ながらそういった中であるんですけども、産科医の数にも限りがありまして、通常の産科医療の対応で結構あくせくしているのが現状の中で、もとより医療機関でございますので、当院のかかりつけでなくても本来は医療ニーズがあって、当院に要請があれば御対応するのが望ましいんですけども、残念ながらマンパワーにその余裕がございません。したがって、基本姿勢といたしましては、当院にかかりつけになっていらっしゃる妊婦さんとの対応というのを基本といたしまして、具体的な状況はちょっと想定しにくいですが、場合によればかかりつけ医になってない方でも状況によれば対応せざるを得ないということもあるかも分かりませんが、現時点では当院のかかりつけを対象に基本に対応させていただきたいというのが実情でございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 専門的なことはいろいろ難しさもあろうとは思いますが、宍粟市民の中で入院できていれば救える命があったということだけ、そういう問題が起きないようにひとつよろしく願い申し上げたいと思っております。

それでは、コロナ感染について、以上で2回目終わらせていただいて、土砂災害の防止対策のほうに移らせていただくんですが、これについてもレッドゾーンとかという指定が昨年、一昨年でしたか、指定が急に増えまして、要するに指定されているだけという認識なんですね。非常に不安があると。今回のようなかつてない大雨ということになりますと、本当に不安でいっぱいでございます。

災害の未然防止という点から少しお尋ねしたいわけですが、県が、今日も午前中同僚議員からありましたけども、既に調査をやっているというお話でした。9月1日の報道で見たんですが、熱海市の大規模な土石流災害を受けて兵庫県が特に危険度の高いレッドゾーンを100か所対象に調査したということで、その結果、宍粟市の住宅近くの山肌が大きく崩れているのが分かったという報道がされておりました。そういう事態が1か所ではなく、これ100か所を選び抜いた調査ですから、もっともってこれ県だけじゃなくて、市も一緒になって災害を未然に防ぐための調査を指定区域内全部をやっていくという、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） この熱海市の災害を受けまして、国土交通省からこういうような調査が発せられ、また兵庫県がそれを受けまして、兵庫県の砂防課、また住宅建築局の建築指導課、ここが主となってこれに取り組んでおります。おっしゃられましたように、特別警戒区域、レッド区域のまず緊急点検、それとイエロー区域における盛土造成地等の総点検、この2段階に分けて今点検がなされております。そして、その緊急点検であるレッドの部分ですけども、まず簡易調査を行いまして、それでその後少し異常かなというような部分が見受けられましたら、そういうところはまた詳細点検というような二重に点検をされるように伺っております。

そして、今回の場合につきましては、レッド地域においても土石流のレッドと、それと急傾斜のレッドと、宍粟市には2種類ございます。その中で、今回国の対象となっておりますのが、土石流によるレッドの部分でございます。宍粟市内には土石流によるレッド区域は179か所ございます。そして、その中で今回さらに点検の対象となっておりますのが、そのレッドの中に人家が影響する部分、そういう区域が対象となって調査がなされておって、先ほど議員言われましたような箇所数が出ているんだと私のほうは思っております。

その箇所の点検ですけども、市のほうで独自にといたしますのはなかなか難しい問題がございます。今のところ、県が主となってされております。そしてまたイエロ

一区域に関しましては、来年の出水期までにおいてというような、そういう長いスパンでの調査が今はされようとしております。今準備が着々と進んでおって、これからまた現地の調査へ入っていくんだというふうに考えておりますけども、これをまた市で対応するとなると、なかなか難しいものはございます。今のところ、県の調査のときに、また市の職員も同行してほしいとかいうような、そういう依頼もあるかもしれません。そういうときには積極的に対応してまいりたいと考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 知らなかったんですが、今、部長おっしゃったレッドの中にも土石流のものと急傾斜のものがあると。この違いは何なんですか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） この土砂災害の警戒区域につきましては、土石流の発生する可能性の高い危険な溪流ですね、谷川ですね、そういった箇所を指定するものが土石流に係るもの、そして、急傾斜というのは、概念としては崖地として30度以上の傾斜地で、崖高が5メートル以上とかというような概念があるわけなんですけども、そういった山腹の崩壊の危険性の高い場所、これが急傾斜というくくりになっております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 私ども市民のほうとしましたら、この区別が分かりませんし、それぞれ危険度がいろいろ違いがあるんだと思うんですけども、そういうことを少し指定だけではなくて、市民にしっかりお知らせをするというようなことを考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） この指定がされるときに、各地区ごとに長いスパンをかけてこの調査と指定がされております。一定の区間が終わるごとに各地域、例えばこれは一宮からイエローの調査が始まったわけなんですけども、そしたら、一定の区間が終われば、市民局に市民の皆さんを御案内しまして、そしてそこで説明会であったりとか、オープンハウス説明会というような形式だったんですけども、それとか、あと指定地に入られた方が相談に来られたりとか、そういうふうなことで啓発もしてまいりましたけども、これからさらにハザードマップも配布されるということです。今度はそのハザードマップの中にイエローとレッドがそれぞれ表示されることとなります。それが一番の広報なのかなというふうに私は考えておりますけ

ども、この中でまたほかの方法もございましたら、研究して広報に努めてまいりたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 災害の対策、ずっと市長も避難ということとか、あるいは防災教育、マップづくり、いわゆるソフト対策の話を担当されております。それから、もう1点やっぱり僕はハード、砂防堰堤とかの整備ですね、だからハード対策、ソフト対策が相まって対策が必要だろうと思いますが、砂防堰堤なんかもずっと要望が出ててもなかなか進まないということで時間がかかりますし、それから、危険度を認識しないと、なかなか今避難と言うても避難しない家がたくさんあるように私は受けているんですね、自分もそうなんですけども。ですから、これまでのような経験値でははかれない災害が起きるんだというようなことをやはり私たちもしっかり認識しなければいけないというふうに思いますので、そういうためにも災害を未然に防ぐという観点から、しっかり今部長もおっしゃったような内容について市民にお知らせをしていく、そして、いち早くその避難をする、それからハード的な整備を進めるという、こういうセットで進めていただきたいと思いますが、市長、このあたりについて指導的な立場で何かお願いしたいんですけども。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 指導的立場となると、難しいんですけども、基本的には今おっしゃったように、ハードとソフトをうまく組み合わせながら、やっぱりいかに自分の身の回りが危険なのかという認識、それによっていざというときに避難するというスイッチにいかに切り変わっていくか、このうまく連鎖をしないと、なかなか避難せえ言うたって、避難できない状況だと思いますので、先ほど担当部長が申し上げたとおり、今度ハザードマップの中で我が家はこうですよ、あるいは近所はこうですよということをさらに啓発しながら、お互いに共通理解しながら、地域挙げてそういう意識を高めていくことが最も重要だと思っていますので、そういう意味での努めて啓発を図っていきたくて、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ぜひ土石流災害が起きないことを願いたいわけですが、十分な対策をこれからもお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点、こちらの千種川はもちろんありますけども、揖保川を本流とするこの山崎あたりのところでの揖保川と県の河川ですね、例えば菅野川でありますとか、あるいは三谷川とか、そういうとこの周辺にお住まいの方からバックウオ

ーターの心配、バックウォーターですね、本流の流れが激しくて、なかなか支流の水が引かない、逆に水かさが上がって浸水するというおそれですね、今言いました三谷川ですとか、菅野川とかというのは、このバックウォーターの合流地点にありますから、ハザードマップを見てもらっても分かるんですが、3メートルぐらいの浸水区域の指定を受けております。こういうところでの河川の様子は相当変わっているというふうに近所にお住まいの方はおっしゃっていました。やっぱり河床に石がいっぱいたまっていて、相当河床が上がってきて、なかなか断面が確保できてないんだらうというふうに思うんですが、これは県にならうかと思いますが、そういう私が今言いましたような場所がほかにもあると思いますけども、そういうところでの対策というのはいかに進んでいるのか、ちょっとお答えいただきたいと思うんですけども。

○議長（飯田吉則君） 太中建設部長。

○建設部長（太中豊和君） 先ほどおっしゃられたようなことにつきましては、ほとんどが大河川であるとか、中小河川、その合流付近において発生しているということでございますけど、西日本豪雨の岡山県の被害を見ましても、結局はその支流部分で大きな被害が出ております。それを受けまして、国のほうでも平成30年からですか、防災減災国土強靱化の3カ年緊急対策、これが閣議決定されまして、令和2年度まで集中的に実施されております。

また、その後、令和3年度からは防災減災国土強靱化5カ年加速化対策ということで、またさらに5カ年間そういうものを重点的に取り組もうという姿勢が出されております。

そんな中で、国また県におきましては、そういったところの土砂のしゅんせつということが今回このあたり大分クローズアップされてきております。今回も揖保川で土砂のしゅんせつしていただける箇所が3か所余りあるように確認しておりますし、県においても随時その土砂が堆積するたびに要望させていただいたら、緊急的に対応していただける契約がございますので、その契約を活用されまして、土砂撤去に取り組んでいただいているというような状況でございます。それによって溢水を防ぐと、そういうような対策を取っております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） この災害に関しましてはやっぱり今までの想定を超える未曾有の大雨といいますか、そういう状態がありますので、ぜひこれまでの経験だけでは語れないところで対応をお願いしたいと思いますし、もちろん市長には国・県

に対する働きかけを十分お願いしたいというふうに思います。最後まで一度お願いします。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 当然国・県にどんどん働きかけていきたいと、このように思います。

昨年来よりいろいろ地域の皆さんや、特に揖保川沿いでありましたとおり、土砂のしゅんせつのことについて、この秋からであります、いよいよ清野、それから五十波、神河橋の上、それから城下、さらにこれまで取ったやつをさらに取っていただくということでもあります。ぜひ今後も支流を含めて本流へのさっきあったバックウォーターがないようなことも含めて努めて要望していきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） それでは、新型コロナウイルスの感染対策、あるいはこの災害対策、どちらも災害に等しい状態かと思しますので、ひとつこの秋に向けて対策をよろしくお願いしたいというふうに思います。

最後、外出支援サービス、ちょっと時間がなくなりましたが、先ほど部長の答弁で、6条に違反ではないかという、私は契約解除しかないんじゃないかということをお願いして、なぜしないのかということに対して御答弁がございましたが、運転手個人の問題であって、運転手が事業者を欺いたということで、事業者はだまされた側であるということ、そういう対象にならないというふうな感じの答弁をたしかおっしゃったように思ったんですけども、この外出支援サービスは宍粟市とタクシー事業者との契約だと思うんですね。だから、その事業者の中の従業員が悪事を働いたのであれば、当然その事業者には責任があるのではないんですか。事業者自身はそこで働いている従業員から欺かれたから、事業者には問題はないんだという、そういう解釈ってありますか。聞いたことないんですけどね。

だから、今回は事業者がこの契約解除をしないような方向で全て組立てをされているように思うんですけどね、すごく言い訳的に聞こえますよ。普通はこんな問題が起きたら、即契約解除ですよ。これ市長ね、契約書とか仕様書どおりに誠実に履行されてないんですよ。不法に利得を得ているという、不法なやり方で税金を取っているんですよ。これ犯罪じゃないんですか。事業者がやってないから、事業者には何ら責任はないという、そういうその根拠が私は理解できないんですけど、なぜそういう解釈になるんですか。ちょっと市民に分かりやすく説明していただきたい

と思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私、たしか6月議会でも御答弁申し上げたとおり、同じことの繰り返しになるかも分かりませんが、先ほど担当部長が申し上げたとおり、それぞれの外出支援サービスに当たっていただく方については、事業者も大変な中で努力していただいておりますと、これは間違いのない事実であります。その中で、事業者が故意に不適切な請求行為を行ったものではなく、いわゆる事業者の責任を追及して運行停止をするような契約解除というには至らなかったと、こういうことでありますので、そのように理解をしていただいたらと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） ちょっと時間がない。今回の場合、嚴重注意処分やね、事業者に嚴重注意処分してある。これも不利益処分の一つですよ、嚴重注意も。重いか軽いかは別で。私はこの嚴重注意処分の根拠が明らかにされていないので、こういう処分に根拠がないというのは、宍粟市の行政手続条例に違反する可能性があるというふうに思います。これについてはどう思われますか。行政手続条例に違反するんじゃないですか。

○議長（飯田吉則君） 津村健康福祉部長。

○健康福祉部長（津村裕二君） 行政手続条例の前に、この契約事案そのものが冒頭議員もおっしゃいましたように、民法上の相対の契約でございます。それによっていわゆる行政たる市が一方的に行うような行政処分のような形ではなく、あくまで民法上の一つの行為として行ったという認識でございますので、手続法上に違反しているかどうかということについては、していないのではないかなというふうには認識しております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 時間がありません。また、これ次の機会にやります。行政行為ですよ。市民の関係だけでやっているんじゃないんですから。行政の仕事を業務委託してやっているわけですから、何らかの処分をする場合については、行政手続法の定めによって明らかにしなければいけません。それを市民が公平に処分がされているかどうかということが分かるように行政手続法に定めがあるんですね。その基準にしっかり従ってやってもらわなければいけませんので、そうならないので、これはまた改めてやらせていただきます。

以上で終わります。

○議長（飯田吉則君）　これで、政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の代表質問を終わります。

これをもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月8日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後　2時11分　散会）